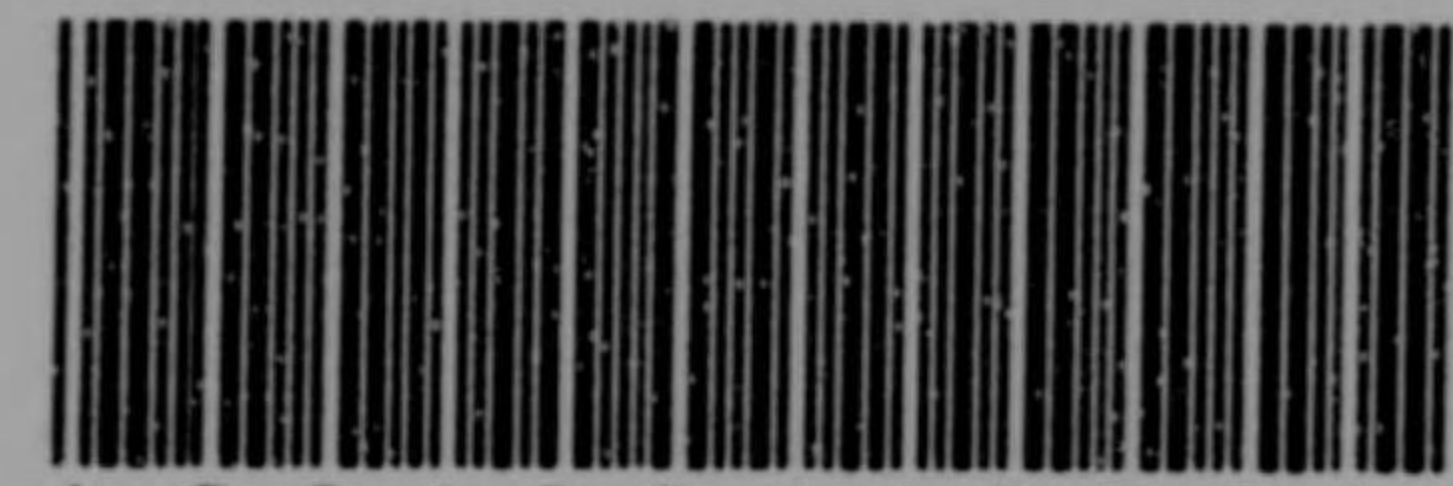


327.6
Sa21
2



* 0016611000 *

0016611-000

327.6-Sa21-2ウ

刑事訴訟規則説明書

最高裁判所事務局刑事部

昭和23

ACH

A327
SA21
6

30.12.15

327
SA21

十三年十二月
資料第十四號

刑事訴訟規則說明書

最高裁判所事務局刑事部

327.6
SA21
2



序

刑事訴訟規則が制定公布されたについて、当部は、最初からこの立案に関與したので、執務上の参考に供するを、刑事訴訟規則説明書を作成した。然しながら、本書に記載されていることはすべて当部限りの見解であり、最高裁判所の裁判官の解釈なり意見とは何ら関係のないものであることを附言しておく。

昭和二十三年十二月

發行所寄贈本

最高裁判所事務局刑事部

刑事訴訟規則説明書目次

本規則成立の経過	一
本規則の内容	二
第一編 総 則	五
第一章 裁判所の管轄	五
第二章 裁判所職員の除斥、忌避及び回避	八
第三章 訴訟能力	二
第四章 弁護及び補佐	二
第五章 裁 判	三
第六章 書類及び送達	三
第七章 期 間	三
第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留	三
第九章 押収及び搜索	三
第一〇章 検 証	三
第十一章 証人尋問	三
第十二章 鑑 定	三
第十三章 通訳及び翻譯	三
第十四章 証拠保全	三

第二編 第一審	六九
第一章 捜 査	六九
第二章 公 訴	八二
第三章 公 判	八九
第一節 公判準備及び公判手続	八九
第二節 公判の裁判	一一
第三編 上 訴	一一三
第一章 通 則	一一三
第二章 控 訴	一一七
第三章 上 告	一二四
第四章 抗 告	一三三
第四編 少年事件の特別手続	一三五
第五編 再 審	一三六
第六編 略式手続	一三八
第七編 裁判の執行	一四二
第八編 補 則	一四四



刑事訴訟規則説明書

本規則成立の経過

新刑事訴訟法は、昭和三年七月初國會を通過し、同月一〇日法律第一三一号として公布され、昭和二四年一月一日から施行されることとなつた。一方、最高裁判所は、新憲法施行の時から憲法第七七條に基き訴訟手續に關する規則制定権を付與されていたものではあるが、種々の理由、殊に旧刑事訴訟法が規則というものを予定しない時代に制定されたものである關係上、規則なくしても充分訴訟手續を規律し得るものであつたため、事実上刑事訴訟手續については規則制定権を行使しなかつた。然るに、新刑事訴訟法は、裁判所の規則制定権を考慮し、旧刑事訴訟法中技術的手統的と見られる規定は、これを規則に譲る趣旨において法自体にはこれを規定せず、又、法自体において「裁判所の規則の定めるところにより云々」というが如く、一定の事項について、規則が制定せられることを予定する條文を三十數個條の多きにわたつて規定するという態度をとつたのみならず、更に同法の規定を逐條的に検討するとき、手統の円滑確實を期する意味における規則の規定を設けるのが適當と思料される事項も少くないので、最高裁判所としても、旧刑事訴訟法中の右の規定を拾い上げてこれを規則中に收容し、又規則制定を予定されている事項について必要と認めるものは法の要望に應じ、更に右の手統の円滑確實を期する意味の規定を設けるといふ趣旨において早急に刑事訴訟規則を制定することとし、事務局刑事部にこれが起案を命じた。よつて、事務局刑事部は、同年七月中旬から八月下旬に至るまでの間に一應の案を作成し、九月上旬これを最高裁判所刑事規則制定諮問委員會に提出し

て同委員会の意見を徴し、この意見を参考として同案に必要な追加訂正を施した上、九月下旬最高裁判所裁判官会議に提出し、裁判官会議において慎重検討の結果、所要の追加訂正を加えた上十二月一日最高裁判所規則第三二号として公布されるに至つた。

なお、当時の最高裁判所刑事規則制定諮問委員会の委員の氏名は次の通りであつた。即ち、最高裁判所刑事塚崎直義、眞野毅、小谷勝重、島保、齋藤悠輔、東京高等裁判所判事吉田常次郎、堀眞道、東京地方裁判所判事山本謹吾、長谷川成二、最高検察廳検事橋本乾三、東京高等検察廳検事野村佐太男、東京地方検察廳検事馬場義統、第一東京弁護士会長島田武夫、第二東京弁護士会奥山八郎、東京弁護士会副会長小田泰三、東京弁護士会河和金作、名古屋弁護士会白井龜太郎、東京大学教授高柳賢三、宮沢俊義、團藤重光、最高裁判所事務次長五鬼上堅磐、法務廳檢務局長蔵宗栄、北浦圭太郎(弁護士、衆議院議員)、伊藤修(同参議院議員)の諸氏である。

二 本規則の内容

本規則の内容は、成立の経過において述べた如く、三種の型の規定に分類し得る。即ち、第一は、新刑事訴訟法が旧刑事訴訟法の規定中技術的手続的な規定であるためこれを規則に譲る趣旨において法自体には收容しなかつたものを拾い上げたもの(固より、これを拾い上げるについて、新法の性格に徴して不要なものはこれを捨て、修正を施すべきものは修正を施したことは当然である。)であり、第二は、新刑事訴訟法が規則の制定されることを要望している事項についての規定であり、第三は、手続の円滑確実を期する意味において設けられた規定である。第三の型の規定の典型的なものは、本規則第一六五條の如き規定である。

体系については、法自体の体系に準するか、又は規則は規則として独自の体系を以て規定すべきかについて種々議論もあつたのであるが、今回の制定については、充分にこれを検討する余裕の乏しかつたことと、今回の新刑事訴訟法と規則との関係においては現在取りあえずは法の体系に準するのが便宜であるとの見解の下に、法の体系に準することとし、唯これらの目次にあてはまらない数個の規定は補則としてこれを第八編に收容した。

訴訟手続が規則で制定せらるべき所以の第一は、規則は法律と異なり機動的に改正して行くことが容易であるといふ点にあり、況んや本規則は、旧法に比し重大な変更を加えられている新刑事訴訟法が未だ施行もされない前に徒に机上の理論を以て手続の細部に至るまでこれを規律するという態度を避け、前述の第三の範疇に属する規定についても眞に必要不可欠と認められるもののみを規定するに止めていたので、本規則は、いわば刑事訴訟規則の最初の一里塚ともいふべきものであり、その完成はこれを將來に俟つべきものである。

刑事訴訟規則

第一編 総則

(この規則の解釈、運用)

第一條 この規則は、憲法の所期する裁判の迅速と公正とを図るようこれを解釈し、運用しなればならない。

2 訴訟上の権利は、誠実にこれを行使し、濫用してはならない。

本條は、この規則の解釈及び運用並びに訴訟上の権利の行使について規定したものであつて、その趣旨は條文上明らかである。

第一章 裁判所の管轄

(管轄の指定、移轉の請求の方式・法第十五條等)

第二條 管轄の指定又は移轉の請求をするには、理由を附した請求書を管轄裁判所に差し出さなければならぬ。

本條は、旧法第一八條第一項と同趣旨であり、同條第二項に相当する規定を置かなかつたのは、檢察官の内閣関係であるから、運用に委せる趣旨である。

(管轄の指定、移轉の請求の通知・法第十五條等)

第三條 檢察官は、裁判所に係属する事件について管轄の指定又は移轉の請求をしたときは、速やかにその旨を裁判所に通知しなければならない。

本條は、旧法第一九條と同趣旨である。

(請求書の謄本の交付、意見書の差出・法第十七條)

第四條 檢察官は、裁判所に係属する事件について刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号。以下法という。)第十七條第一項各号に規定する事由のため管轄移轉の請求をした場合には、速やかに請求書の謄本を被告人に交付しなければならない。

2 被告人は、謄本の交付を受けた日から三日以内に管轄裁判所に意見書を差し出すことができる。

本條は、略々旧法第二〇條と同趣旨であるが、新法第一七條は、第一項第一号の場合にも被告人に管轄移轉の請求権を認めためたので、檢察官がこの理由で請求をした場合にも、被告人に意見を述べる機会を與えることとした点が異なる。

(被告人の管轄移轉の請求・法第十七條)

第五條 被告人が管轄移轉の請求書を差し出すには、事件の係属する裁判所を経由しなければならない。

2 前項の裁判所は、請求書を受け取つたときは、速やかにこれをその裁判所に対応する檢察廳の檢

察官に通知しなければならない。

本條は旧法第二一條と略々同趣旨であるが、訴訟記録は檢察官が裁判所の職員ではないので、これを経由せずに裁判所から裁判所へ送付されるので、裁判所は本條第二項により請求のあつたことを檢察官に通知するのである。通知を受けた檢察官が管轄裁判所に対応する檢察廳の檢察官にその旨を連絡することは、檢察官の内閣關係として運用に委せている。

(訴訟手続の停止・法第十五條等)

第六條 裁判所に係属する事件について管轄の指定又は移轉の請求があつたときは、決定があるまで訴訟手続を停止しなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

本條は、旧法第二二條と同趣旨の規定である。

(移送の請求の方式・法第十九條)

第七條 法第十九條の規定による移送の請求をするには、理由を附した請求書を裁判所に差し出さなければならない。

本條はその趣旨條文上明らかであり、特に説明すべきこともない。

(意見の聴取・法第十九條)

第八條 法第十九條の規定による移送の請求があつたときは、相手方又はその弁護人の意見を聴いて決定をしなければならない。

2 職権で法第十九條の規定による移送の決定をするには、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならない。

本條は、新法が當事者訴訟主義を強化しているので、本條所定の場合には、本條所定の如く意見を聽くのを相当と認めて新設されたものである。

第二章 裁判所職員の除斥、忌避及び回避

(忌避の申立・法第二十一條)

第九條 合議体の構成員である裁判官に対する忌避の申立は、その裁判官所属の裁判所に、受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官に対する忌避の申立は、忌避すべき裁判官にこれをしなければならぬ。

2 忌避の申立をするには、その原因を示さなければならぬ。

3 忌避の原因及び忌避の申立をした者が事件について請求若しくは陳述をした際に忌避の原因があることを知らなかつたこと又は忌避の原因が事件について請求若しくは陳述をした後に生じたことは、申立をした日から三日以内に書面でこれを疎明しなければならぬ。

本條は、旧法第二七條第一項乃至第三項と略々同趣旨であつて、忌避の申立の方式及び手続を規定している。忌避の申立は書面又は口頭でこれを行うことができることは、第二九六條が申述の一般原則として定めているところである。

(申立に対する意見書・法第二十三條)

第一〇條 忌避された裁判官は、次に掲げる場合を除いては、忌避の申立に対し意見書を差し出さなければならぬ。

一 地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官が忌避の申立を理由があるものとするとき。

二 忌避の申立が訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかであるとしてこれを却下するとき。

三 忌避の申立が法第二十二條の規定に違反し、又は前條第二項若しくは第三項に定める手続に違反してされたものとしてこれを却下するとき。

本條は、旧法第二七條第四項と同趣旨であつて、忌避された裁判官が、忌避について決定をすべき裁判所に意見書を差し出すこととその差出を要しない場合とを定めたものである。

(訴訟手続の停止)

第一一條 忌避の申立があつたときは、前條第二号及び第三号の場合を除いては、訴訟手続を停止しなればならぬ。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

本條は、旧法第三〇條と同趣旨の規定である。本條は、一般的規定であるから公職に関する就職禁止、退職等に関する命令、政党、協会その他の團體の結成の禁止等に関する命令及び教職員の除去、就職禁止等に関する

る命令違反被告事件等の審判の特例に関する規則（昭和二三年最高裁判所規則第八号、第三五号）第八條を變更するものではない。即ち、同規則第八條は、本條の特別規定である。

（除斥の裁判・法第二十三條）

第二二條 忌避の申立について決定をすべき裁判所は、法第二十條各号の一に該当する者があると認めるときは、職権で除斥の決定をしなければならない。

- 2 前項の決定をするには、当該裁判官の意見を聽かなければならない。
- 3 当該裁判官は、第一項の決定に関與することができない。
- 4 裁判所が当該裁判官の退去により決定をすることができないときは、直近上級の裁判所が、決定をしなければならない。

本條は、旧法第三二條と略々同趣旨であつて、職権による除斥の決定の手續を規定したものである。

（回避）

第一三條 裁判官は、忌避されるべき原因があると思科するときは、回避しなければならない。

- 2 回避の申立は、裁判官所属の裁判所に書面でこれをしなければならない。
- 3 忌避の申立について決定をすべき裁判所は、回避の申立について決定をしなければならない。
- 4 回避については、前條第三項及び第四項の規定を準用する。

本條は、旧法第三三條と同趣旨の規定であつて、回避の手續を規定したものである。

（除斥、回避の裁判の送達）

第一四條 前二條の決定は、これを送達しない。

本條は、旧法第三四條と同趣旨の規定である。

（準用規定）

第一五條 裁判所書記については、この章の規定を準用する。

- 2 受命裁判官に附属する裁判所書記に対する忌避の申立は、その附属する裁判官にこれをしなければならない。

本條は、予審判事に關する部分が削除された外、旧法第三五條第一、二項と同趣旨の規定である。

第三章 訴訟能力

（被疑者の特別代理人選任の請求・法第二十九條）

第一六條 被疑者の特別代理人の選任の請求は、当該被疑事件を取り扱う檢察官又は司法警察員の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にこれをしなければならない。

新法第二九條は、被疑者についても、特別代理人を選任することを認めているので、本條はその選任の請求をすべき裁判所を規定したものである。

第四章 弁護及び補佐

（被疑者の弁護人の選任・法第三十條）

第一七條 公訴の提起前にした弁護人の選任は、弁護人と連署した書面を当該被疑事件を取り扱う檢察官又は司法警察員に差し出した場合に限り、第一審においてもその効力を有する。

本條は、新法第三二條第一項によつて公訴の提起前にした弁護人の選任が第一審においてもその効力を有するものとされているので、かかる取扱を受けるための手続を規定したものである。檢察官又は司法警察員に差し出された弁護人選任書は、第一六五條第二項により裁判所に差し出されることとなつてゐる。

(被告人の弁護人の選任の方式・法第三十條)

第一八條 公訴の提起後における弁護人の選任は、弁護人と連署した書面を差し出してこれをしなければならぬ。

本條は、旧法第四二條と同趣旨の規定であつて、公訴提起後の弁護人選任の方式を定めたものである。

(主任弁護人・法第三十三條)

第一九條 被告人に数人の弁護人があるときは、その一人を主任弁護人とする。但し、地方裁判所においては、弁護士でない者を主任弁護人とすることはできない。

2 主任弁護人は、被告人が単独で、又は全弁護人の合意でこれを指定する。

3 主任弁護人を指定することができる者は、その指定を変更することができる。

4 全弁護人のする主任弁護人の指定又はその変更は、被告人の明示した意思に反してこれをすることができない。

本條は、新法第三三條の規定により設けられた主任弁護人の指定又はその変更とその資格とに関する規定である。

第三項の「主任弁護人を指定することができる者」とは、被告人又は全弁護人の謂であり、全弁護人が指定を変更する場合は、その合意によるべきこと勿論である。

(主任弁護人の指定、変更の方式・法第三十三條)

第二〇條 主任弁護人の指定又はその変更は、書面を裁判所に差し出してこれをしなければならぬ。

本條は、被告人又は全弁護人がする主任弁護人の指定又はその変更の方式を定めたものであり、主任弁護人が後述の如く(第二五條参照)重要な権限を有するので、主任弁護人の指定又はその変更を要式行爲として、手続の確實と圓滑とを圖つたものである。

(裁判長の指定する主任弁護人・法第三十三條)

第二一條 被告人に数人の弁護人がある場合に主任弁護人がないときは、裁判長は、主任弁護人を指定しなければならない。

2 裁判長は、前項の指定を変更することができる。

3 前二項の主任弁護人は、第十九條の主任弁護人ができるまで、その職務を行う。

本條は、新法第三三條が被告人に数人の弁護人があるときは主任弁護人を定めなければならないとしている

趣旨に則り、被告人又は全弁護人が主任弁護人を指定しない場合に、裁判長が主任弁護人を指定しなければならず、又その指定の変更ができることを規定したものである。しかし、主任弁護人はなるべく被告人又は全弁護人が指定するのが望ましいので、これらの者が指定した主任弁護人ができれば、本條による主任弁護人は当然その地位を失うものとしたのである。

(主任弁護人の指定、変更の通知・法第三十三條)

第二二條 主任弁護人の指定又はその変更については、被告人がこれをしたときは、直ちにその旨を檢察官及び主任弁護人となつた者に、全弁護人又は裁判長がこれをしたときは、直ちにその旨を檢察官及び被告人に通知しなければならない。

主任弁護人は、後述の如く(第二五條参照)重要な権限を有するので、訴訟關係人は訴訟行爲をする上において何人が主任弁護人であるかを知つていなければならない。本條は、この必要を充たさんとするものである。被告人が指定又はその變更をしたときに通常の弁護人に対する通知が規定されていないのは、主任弁護人からその旨の通知があるべきことが予想され、又裁判長がこれをしたときに主任弁護人及び通常弁護人に対する通知が規定されていないのは、主任弁護人に対しては当然その裁判の告知があるべきであり、通常弁護人に対しては、主任弁護人からその旨の通知があるべきことが予想されるからである。

(副主任弁護人・法第三十三條)

第二三條 裁判長は、主任弁護人に事故がある場合には、他の弁護人のうち一人を副主任弁護人に指

定することができる。

2 主任弁護人があらかじめ裁判所に副主任弁護人となるべき者を届け出た場合には、その者を副主任弁護人に指定しなければならない。

3 裁判長は、第一項の指定を取り消すことができる。

4 副主任弁護人の指定又はその取消については、前條後段の規定を準用する。

主任弁護人が、指定されていても、事故がある場合に訴訟を進行させるためには、主任弁護人に代るべき弁護人を必要とする。本條は、副主任弁護人を認め、第二五條により主任弁護人と同一の権限を有するものとする。ことによつて、この要求を充たしたのである。

第二項は、主任弁護人が事故のある場合に備えて副主任弁護人たるべき者をあらかじめ届け出た場合には、その意思を尊重せんとする趣意に出ずるものである。副主任弁護人は本來一時的のものであるから、主任弁護人の事故がやんだことが判明すれば、副主任弁護人の指定は取り消されるべきである。これ第三項を設けた所以であるが、取り消すまでは兩者とも第二五條所定の権限を有し、書類の送達等もいずれか一方にすれば足りるのである。第四項については、特に説明すべきこともない。

(主任弁護人、副主任弁護人の辞任、解任・法第三十三條)

第二四條 主任弁護人又は副主任弁護人の辞任又は解任については、第二十條の規定を準用する。

2 主任弁護人又は副主任弁護人の辞任又は解任があつたときは、直ちにこれを訴訟關係人に通知し

なければならぬ。但し、被告人が解任をしたときは、被告人に対しては、通知することを要しない。

本條第一項は、主任弁護士又は副主任弁護士が後述の如く（第二五條参照）重要な権限を有することに鑑み手続の確実を期する意味において規定されたものである。辞任又は解任とは、弁護士たること自体の辞任又は解任の謂であること勿論である。訴訟関係人は、訴訟行為をする上において、主任弁護士又は副主任弁護士の辞任又は解任をいち早く知つておく必要がある。これ、第二項を設けた所以である。

（主任弁護士、副主任弁護士の権限・法第三十四條）

第二五條 主任弁護士又は副主任弁護士は、弁護士に対する通知又は書類の送達について他の弁護士を代表する。

2 主任弁護士及び副主任弁護士以外の弁護士は、裁判長又は裁判官の許可及び主任弁護士又は副主任弁護士の同意がなければ、申立、請求、質問、尋問又は陳述をすることができない。但し、証拠物の謄写の許可の請求、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付の請求及び公判期日において証拠調が終つた後にする意見の陳述については、この限りでない。

本條は、主任弁護士及び副主任弁護士の権限を定めたものである。主任弁護士又は副主任弁護士制度を設けた立法の主たる趣旨が被告人側の訴訟行為の統一を図ることにあるから、弁護士としての本来の権限を行使す

るのは主任弁護士又は副主任弁護士に限り、その他の弁護士は、主任弁護士又は副主任弁護士の同意がなければ、積極的の訴訟行為をすることができないのを原則としなければならないのであるが、更に裁判長又は裁判官の許可にかからしめたのは、主任弁護士又は副主任弁護士の同意権の濫用を慮つたがために他ならない。以上の趣旨と関係のない証拠物の謄写の許可及び裁判書等の謄抄本の交付の請求は、各自がなし得ることとし、又いわゆる弁論も従來の傳統的の考慮から各自がこれを行うことができることとしている。その他上訴趣意書についても、第二三九條（第二六六條で準用される。）の規定がある。

第二項中「裁判官の許可」とは、受命、受託裁判官が証人尋問をなす場合等のことを考慮して規定されたものである。「質問」とは、被告人に対する質問（新法第三一一條参照）を意味する。

（被告人の弁護士の数の制限・法第三十五條）

第二六條 裁判所は、特別の事情があるときは、弁護士の数を各被告人について三人までに制限することができる。

2 前項の制限の決定は、被告人にこれを告知することによつてその効力を生ずる。

3 被告人の弁護士の数を制限した場合において制限した数を超える弁護士があるときは、直ちにその旨を各弁護士及びこれらの弁護士を選任した者に通知しなければならない。この場合には、制限の決定は、前項の規定にかかわらず、その告知のあつた日から七日の期間を経過することによつてその効力を生ずる。

4 前項の制限の決定が効力を生じた場合になお制限された数を超える弁護士があるときは、弁護人の選任は、その効力を失う。

本條は、被告人の弁護人の数の制限を規定したものである。この制限は、まだ弁護人の数が制限しようとする数に達しない場合でも、又制限しようとする数を現実に超えている場合でもすることができるのであつて、前者の場合には、第二項の告知によつて制限の決定は、直ちにその効力を生じ、後者の場合には、第三項により、告知によつて直ちに効力を生ぜず、七日の期間内に弁護人を選任した者及び弁護士等が協議して、その制限を超える弁護人の辞任又は解任があることを期し、その期間経過後になお制限された数を超える弁護士があるときは、全弁護人の選任は、その効力を失うものとしたのである。従つて裁判所は、この決定を直ちに各弁護人及びこれらの弁護人の選任者に通知することとしたのである。

(被疑者の弁護人の数の制限・法第三十五條)

第二七條 被疑者の弁護人の数は、各被疑者について三人を超えることができない。但し、当該被疑事件を取り扱う檢察官又は司法警察員の所屬の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所が特別の事情があるものと認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項但書の許可は、弁護人を選任することができる者又はその依頼により弁護士となろうとする者の請求により、これをする。

3 第一項但書の許可は、許可すべき弁護人の数を指定してこれをしなければならぬ。

本條は、被疑者の弁護人の数の制限を規定したものである。被疑者の弁護人の選任については、裁判所としては、弁護人の数も不明であるので前條のような方法では制限することができないから、その数を一應三人と定めて、請求により裁判所がその数を増すことを許可することにより、裁判所が被疑者の弁護人の数を制限することができるとする新法第三五條の趣旨にそつようにしたものである。

(國選弁護人選任の請求・法第三十六條)

第二八條 法第三十六條の規定による弁護人の選任の請求をするには、その理由を示さなければならぬ。

本條は、被告人が法第三六條に基き、貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときに裁判所に弁護人の選任を請求するには、その理由を示さなければならぬことを規定したものである。裁判所は、それによつて弁護人を附するかどうか決定するのであつて、この決定をするについては、事実の取調もできるが(法第四三條第三、四項、規則第三三條第三、四項)、その理由の疎明までは要求されていない。

(國選弁護人の選任・法第三十八條)

第二九條 法の規定に基いて裁判所又は裁判長が附すべき弁護人は、裁判所の所在地に在る弁護士の中から裁判長がこれを選任しなければならない。但し、裁判所の所在地に弁護士がない場合その他やむを得ない事情がある場合には、その裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士の中からこれを選任することができる。

2 被告人の利害が相反しないときは、同一の弁護士に数人の弁護をさせることができる。

本條は、新法第三六條、第三七條、第二八九條及び第二九〇條並びに第四五一條第四項の規定により選任される弁護士は、いかなる弁護士を以てこれにあてるべきかを定めたものである。

第二項は、旧法第四三條第二項と同趣旨の規定である。

(裁判所における接見等・法第三十九條)

第三〇條 裁判所は、身体の拘束を受けている被告人又は被疑者が裁判所の構内にいる場合においてこれらの者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要があるときは、これらの者と弁護士又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護士となろうとする者との接見については、その日時、場所及び時間を指定し、又、書類若しくは物の授受については、これを禁止することができる。

新法第三九條は、被告人又は被疑者と弁護士又は弁護人となろうとする者との交通権を認めているのであるが、接見室の如き設備のない裁判所でこれを全く自由にするときは、種々の不都合を生ずる虞があるので、新法第三九條第二項に基いて本條が規定されたのである。本條の主体が裁判所であるから、こゝにいう被疑者とは、新法第二六二條以下に規定されている公訴の特例の場合における被疑者を予定している。その他の被疑者については、第三〇二條の所謂準用規定により、当該裁判官が指定又は禁止をすることができるのである。

(弁護人の書類の閲覧等・法第四十條)

第三一條 弁護士は、裁判長の許可を受けて、自己の使用人その他の者に訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧又は謄写させることができる。

本條は、弁護人の便宜を図つた規定であり、從來大体において慣行として認められていたものを條文化したものである。

(補佐人の届出の方式・法第四十二條)

第三二條 補佐人となるための届出は、書面でこれをしなければならぬ。

本條は、新法第四二條第二項と相まつて旧法第四七條第二項と同趣旨を規定したものである。

第五章 裁 判

(決定、命令の手續・法第四十三條)

第三三條 決定は、申立により公判廷でするとき、又は公判廷における申立によりするときは、訴訟関係人の陳述を聴かなければならない。その他の場合には、訴訟関係人の陳述を聴かないでこれを行うことができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

2 命令は、訴訟関係人の陳述を聴かないでこれを行うことができる。

3 決定又は命令をするについて事実の取調をする場合において必要があるときは、法及びこの規則の規定により、証人を尋問し、又は鑑定を命ずることができる。

4 前項の場合において必要と認めるときは、檢察官、被告人、被疑者又は弁護人を取調又は処分に

立ち会わせることができる。

本條は、新法第四三條とともに大体において旧法第四八條に規定された事項を規定したものである。唯、この規則では、当事者訴訟主義の見地から、公判廷外における申立により公判廷において決定をする場合にも訴訟關係人の陳述を聴くべきものとした。この場合の訴訟關係人とは、決定をする際又は申立の際に在廷している訴訟關係人のことをいうのである。

(裁判の告知)

第三四條 裁判の告知は、公判廷においては、宣告によつてこれをし、その他の場合には、裁判書の謄本を送達してこれをしなければならぬ。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

本條は、旧法第五〇條と同趣旨の規定である。

(裁判の宣告)

第三五條 裁判の宣告は、裁判長がこれを行う。

2 判決の宣告をするには、主文及び理由を朗読し、又は主文の朗読と同時に理由の要旨を告げなければならぬ。

本條は、旧法第五一條と同趣旨の規定である。

(謄本、抄本の送付)

第三六條 檢察官の執行指揮を要する裁判をしたときは、速やかに裁判書又は裁判を記載した調書の

謄本又は抄本を檢察官に送付しなければならない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

本條は、旧法第五二條と同趣旨の規定である。

第六章 書類及び送達

(訴訟書類の作成者)

第三七條 訴訟に関する書類は、特別の定のある場合を除いては、裁判所書記がこれを作らなければならない。

本條は、旧法第五四條と同趣旨であるが、訴訟に関する書類とは、旧法と異なり、裁判所關係の訴訟に関する書類のみを指し、捜査の段階における書類の如きは、固より本條の関知するところでない。

(証人等の尋問調書)

第三八條 証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人の尋問については、調書を作らなければならない。

2 調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 尋問に立ち会つた者の氏名
- 二 証人が宣誓をしなざるときは、その事由
- 三 証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人の尋問及び供述並びにこれらの者を尋問する機会を尋問に立ち会つた者に與えたこと。

3 調書は、裁判所書記をしてこれを供述者に読み聞かせ、又は供述者に関覽させて、その記載が

相違ないかどうかを問わなければならない。

- 4 供述者が増減変更を申し立てたときは、その供述を調書に記載しなければならない。
- 5 尋問に立ち会った検察官、被告人、被疑者又は弁護人が調書の記載の正確性について異議を申し立てたときは、申立の要旨を調書に記載しなければならない。この場合には、裁判長又は尋問をした裁判官は、その申立についての意見を調書に記載させることができる。

- 6 調書には、供述者に署名押印させなければならない。

本條は、旧法第五六條に相當する規定であるが、新法においては被告人尋問の制度が一連の制度としては廃止されたので、これに對應するものは次條に規定し、専ら証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人の尋問調書について規定したものである。

第一項、第三項、第四項及び第六項は、旧法と同趣旨であるが、第二項は、尋問に立ち会った訴訟関係人の氏名と、これらの者に尋問する機会を與えたことを記載事項に加えている。これは憲法第三七條第二項に基き新法において検察官、被告人又は弁護人の尋問への立會權が確保された(第一五七條等)ので、これを調書の上に明らかにすることとしたものである。同項第二号は、新法において宣誓をしない場合が狭くなつた關係上、鑑定人、通訳人又は翻譯人が宣誓をしない場合は殆んど予想されないので、整理をしたものである。第五項は、公判調書の場合と同様、立ち会つた者に調書の記載の正確性についての異議申立權を認めんとするものである。

(被告人、被疑者の陳述の調書)

第三九條 被告人又は被疑者に対し、被告事件又は被疑事件を告げこれに関する陳述を聽く場合には、調書を作らなければならない。

- 2 前項の調書については、前條第二項第三號前段、第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。
本條は、被告人尋問の制度が廢止されて、勾留は、被告事件又は被疑事件を告げ、これに関する陳述を聽いた後でなければすることができないことになつたので(新法第六一條、第二〇七條第一項)、この場合に調書を作ることを規定したものである。

(速記、録音)

第四〇條 証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人の尋問については、速記者にその問答を筆記させ、又は録音装置を使用してこれを録取させることができる。

本條は、新設の規定であつて、その趣旨は、條文上明らかである。

(檢証、押收の調書)

- 第四一條 檢証又は差押狀を發しないでする押收については、調書を作らなければならない。
- 2 檢証調書には、檢証に立ち会つた者の氏名を記載しなければならない。
- 3 押收をしたときは、その品目を記載した目錄を作り、これを調書に添附しなければならない。
本條は、捜索に関する調書を除いて、旧法第五七條に相當する規定である。尤も、差押狀、捜索狀の執行の

調書については、第四三條にその規定がある。

第二項は、手続の確実を期する趣旨において新設されたものである。

第三項において、旧法と異なり必ず目録の作成を要求しているのは、新法第一二〇條の規定との関係からに他ならない。

(調書の記載要件)

第四二條 第三八條、第三九條及び前條の調書には、取調又は処分をした年月日及び場所を記載し、その取調又は処分をした者が、裁判所書記とともに署名押印しなければならない。但し、裁判所が取調又は処分をしたときは、裁判長が、裁判所書記とともに署名押印しなければならない。

2 前條の調書には、処分をした時をも記載しなければならない。

本條は、旧法第五八條と同趣旨である。

(差押状、搜索状の執行調書、搜索調書)

第四三條 差押状若しくは搜索状の執行又は勾引状若しくは勾留状を執行する場合における被告人若しくは被疑者の搜索については、執行又は搜索をする者が、自ら調書を作らなければならない。

2 調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 執行又は搜索をした年月日時及び場所
- 二 執行をすることができなかつたときは、その事由

3 第一項の調書については、第四一一條第二項及び第三項の規定を準用する。

本條は、新法第一〇六條(準用される場合を含む。)により発せられた差押状又は搜索状の執行及び新法第一二六條又は第二二〇條第四項により勾引状又は勾留状を執行する場合における被告人又は被疑者の搜索については、執行又は搜索をする者が自ら調書を作ることの規定したものである。なお、差押状の執行の場合の調書については、第九九條にも規定がある。

(公判調書の記載要件・法第四十八條)

第四四條 公判調書には、次に掲げる事項その他一切の訴訟手続を記載しなければならない。

- 一 公判をした裁判所及び年月日
- 二 裁判官、裁判所書記及び檢察官の官氏名並びに被告人、代理人、弁護士、補佐人及び通訳人の氏名
- 三 被告人が出頭しなかつたときは、その旨
- 四 公開をしたこと又は公開を禁じたこと及びその理由
- 五 檢察官が起訴状を朗読したこと
- 六 起訴状の朗読が終つた後、被告人の権利を保護するため必要な事項を告げたと及び被告人保護のための権利を説明したこと
- 七 檢察官が訴因又は罰條を追加、撤回又は変更する書面を朗読したこと

- 八 訴訟関係人の申立その他の申述の要旨
- 九 被告人に対する質問及びその供述
- 十 証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人の尋問及び供述並びに証人が宣誓をしないときは、その事由
- 十一 取調をした書類及び証拠物
- 十二 公判廷においてした検証及び押収
- 十三 証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人の尋問に際し訴訟関係人にこれらの者を尋問する機会を與えたこと。
- 十四 反証の取調の請求その他の方法により証拠の証明力を争うことができる旨を訴訟関係人に告げたこと。
- 十五 裁判長が記載を命じた事項及び訴訟関係人の請求により記載を許した事項
- 十六 被告人若しくは弁護人が最終に陳述したこと又は被告人若しくは弁護人に最終に陳述する機会を與えたこと。
- 十七 判決その他の裁判の宣告をしたこと。

本條は、新法第四八條第二項の規定に基いて公判調書の記載事項を定めたものであつて、旧法第六〇條と同じく一切の訴訟手続を記載すべきものとしている。列挙事項は、公判手続の変更に伴い、多少これを整理した程度のものであるが、公開の点については、その重要性に鑑み、旧法第六〇條第二項第四号を改めたことに注

意されたい。

(公判調書の作成の手続・法第四十八條)

第四五條 公判調書については、第三十八條第三項、第四項及び第六項の規定による手続をすることを要しない。

2 供述者の請求があるときは、裁判所書記にその供述に関する部分を読み聞かさせなければならぬ。尋問された者が増減変更の申立をしたときは、その供述を記載させなければならぬ。

本條は、旧法第六一條と同趣旨の規定であるが、唯第二項中増減変更の申立をする者を尋問された者としたのは、被告人を除く趣旨(被告人は尋問の対象に非ず)であり、かくの如く被告人を除いたのは、被告人は新法第五一條により一般的に異議申立権を認められているからである。被告人も供述をした場合には、供述者であるから、第二項前段の適用あることは勿論である。

(公判調書の署名押印・法第四十八條)

第四六條 公判調書には、裁判長が、裁判所書記とともに署名押印しなければならない。

2 裁判長に差支があるときは、他の裁判官の一人が、その事由を附記して署名押印しなければならない。

3 地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官に差支があるときは、裁判所書記が、その事由を附記して署名押印しなければならない。

4 裁判所書記に差支があるときは、裁判長が、その事由を附記して署名押印しなければならない。

本條は、旧法第六三條と同趣旨の規定であるが、唯、裁判長に差支があるときその事由を附記して署名押印すべき裁判官が、旧法では上席の裁判官とされていたのが、他の裁判官の一人となつた点が異なる。

(公判廷の速記、録音)

第四七條 公判廷における証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人の尋問及び訴訟関係人の陳述については、第四十條の規定を準用する。

2 檢察官、被告人又は弁護人は、裁判長の許可を受けて、前項の規定による処置をとることができ
る。

本條は、新設の規定であり、新法の標榜する公判中心主義の理想の達成を助成せんとするものである。

(異議の申立の記載・法第五十條等)

第四八條 公判期日における証人の供述の要旨の正確性又は公判調書の記載の正確性についての異議の申立があつたときは、申立の年月日及びその要旨を調書に記載しなければならない。この場合には、裁判長は、その申立についての意見を調書に記載させ、裁判所書記とともに署名押印しなければならない。

本條は、新法第五〇條第五一條各第一項に規定する異議についての調書の記載に関する規定である。

(調書への引用)

第四九條 調書には、書面、写真その他裁判所又は裁判官が適当と認めるものを引用し、訴訟記録に添附して、これを調書の一部とすることができる。

本條は、民事訴訟法第一四五條と同趣旨の規定であつて、主として、調書作成についての勞務上の負担の軽減を図つたものであるが、同時に本條を適当に活用すれば、調書の内容の正確を期し得る場合も多いことゝなる。

(被告人の公判調書の閲覽・法第四十九條)

第五〇條 弁護人のない被告人の公判調書の閲覽は、裁判所においてこれをしなければならぬ。

2 前項の被告人が読むことができないとき又は目の見えないうきにすべき公判調書の朗読は、裁判長の命により、裁判所書記がこれをしなければならぬ。

本條は、新法第四九條の規定に基くものであつて、その趣旨は、條文上明らかである。

(証人の供述の要旨等の告知・法第五十條)

第五一條 裁判所書記が公判期日外において前回の公判期日における証人の供述の要旨又は審理に関する重要な事項を告げるときは、裁判長の面前でこれをしなければならぬ。

新法第五〇條の規定により、裁判所書記が今回の公判期日まで前回の公判期日における証人の供述の要旨又は審理に関する重要な事項を告げる場合には、調書に認証の意味において署名押印する裁判長の面前でこれを告げるのが相当である。これ、本條が設けられた所以である。

(判決宣告調書・法第四十八條等)

第五二條 判決の宣告をした公判期日の調書は、即日これを整理しなければならない。但し、その公判期日に審理をした場合には、その公判期日から七日以内にこれを整理すれば足りる。

2 前項但書の場合には、その公判調書の記載の正確性についての異議の申立期間との関係においては、その公判調書を整理すべき最終日にこれを整理したものとみなす。

新法第五一條第二項によれば、判決の宣告をした公判期日の調書については、整理ができた日から十四日以内に異議の申立をすることができるから、この異議権を適当に行使させるためには整理ができた日を異議申立権者に通知すべきこととなるであろうが、一々通知するのも煩に堪えないので、この通知を省略する意味において、実際に要するであろう整理期間を適當に考慮して、本條が設けられたのである。

(裁判書の作成)

第五三條 裁判をするときは、裁判書を作らなければならない。但し、決定又は命令を宣告する場合には、裁判書を作らないで、これを調書に記載させることができる。

本條は、旧法第六六條と同趣旨である。

(裁判書の作成者)

第五四條 裁判書は、裁判官がこれを作らなければならない。

本條は、旧法第六七條と同趣旨である。

(裁判書の署名押印)

第五五條 裁判書には、裁判をした裁判官が、署名押印しなければならない。裁判長が署名押印することができないときは、他の裁判官の一人が、その事由を附記して署名押印し、他の裁判官が署名押印することができないときは、裁判長が、その事由を附記して署名押印しなければならない。

本條は、旧法第六八條と同趣旨であつて、唯、第四六條第二項の場合と同様、裁判長に差支があるときにその事由を附記して署名押印すべき裁判官が他の裁判官の一人とされた点が異なるのみである。

(裁判書の記載要件)

第五六條 裁判書には、特別の定のある場合を除いては、裁判を受ける者の氏名、年齢、職業及び住居を記載しなければならない。裁判を受ける者が法人（法人でない社團、財團又は團體を含む。以下同じ。）であるときは、その名称及び事務所を記載しなければならない。

2 判決書には、前項に規定する事項の外、公判期日に出席した檢察官の官氏名を記載しなければならない。

本條は、旧法第六九條と同趣旨であるが、近時法人でない社團、財團又は團體も取引高稅法第四條、事業者團體法第二條等により刑事責任を負う場合が生じたので、これらの社團、財團又は團體に関する事項を挿入した点が旧法と異なる。なお本條第一項は、判決に限らず決定、命令の裁判書の場合をも含むので、被告人の本籍のことまでには触れていないが、判決書には從來の慣例に従つて被告人の本籍を記載するのが望ましい。

(裁判書等の謄本、抄本)

第五七條 裁判書又は裁判を記した調書の謄本又は抄本は、原本又は謄本によりこれを作らなければならぬ。

2 判決書又は判決を記載した調書の抄本は、裁判の執行をすべき場合において急速を要するときには、前項の規定にかかわらず、被告人の氏名、年齢、職業、住居及び本籍、罪名、主文、適用した罰條、宣告をした年月日、裁判所並びに裁判官の氏名を記載してこれを作ることができる。

3 前項の抄本は、判決をした裁判官がその記載が相違ないことを証明する旨を附記して署名押印したものに限り、その効力を有する。

4 前項の場合には、第五十五條後段の規定を準用する。

5 判決書に起訴状その他の書面に記載された事実が引用された場合には、その判決書の謄本又は抄本には、その起訴状その他の書面に記載された事実をも記載しなければならない。但し、抄本について当該部分を記載することを要しない場合は、この限りでない。

本條第二項は、旧法第七〇條と同趣旨である。

第二項から第四項までは、新しい規定であつて、従來判決の謄本又は抄本ができないために、裁判の執行が遅延するという実例がないでもなかつたので、これを防止するために設けられたものである。第二項中「裁判の執行をすべき場合」とは、判決の執行とはいつていないのであるから、本案の裁判、仮納付の裁判（新法第

三四八條）を執行すべき場合は勿論、新法第三四三條の判決があつた場合に同法第九八條の準用によつて被告人を收監すべき場合等を含むのである。

第五項は、第二一八條と関連する規定であり、当然のことを規定したものに過ぎない。

(公務員の書類)

第五八條 官吏その他の公務員が作るべき書類には、特別の定のある場合を除いては、年月日を記載して署名押印し、その所属の官公署を表示しなければならない。

2 書類には、毎葉に契印しなければならない。

(公務員の書類の訂正)

第五九條 官吏その他の公務員が書類を作るには、文字を改変してはならない。文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、これに認印し、その字数を記載しなければならない。但し、削つた部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(公務員以外の者の書類)

第六〇條 官吏その他の公務員以外の者が作るべき書類には、年月日を記載して署名押印しなければならない。

(署名押印の特則)

第六一條 官吏その他の公務員以外の者が署名押印すべき場合に、署名することができないときは、

他人に代書させ、押印することができないときは、指印しなければならない。

三六

2 他人に代書させた場合には、代書した者が、その事由を記載して署名押印しなければならない。

以上四條は、「官吏又は公吏」とあつたのが「官吏その他の公務員」とされた以外には、旧法第七一條から第七四條と同趣旨の規定である。

(送達のための届出・法第五十四條)

第六二條 被告人、代理人、弁護人又は補佐人は、書類の送達を受けるため、書面でその住居又は事務所を裁判所に届け出なければならない。裁判所の所在地に住居又は事務所を有しないときは、その所在地に住居又は事務所を有する者を送達受取人に選任し、その者と連署した書面でこれを届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、同一の地に在る各審級の裁判所に対してその効力を有する。

3 前二項の規定は、在監者には、これを適用しない。

4 送達については、送達受取人は、これを本人とみなし、その住居又は事務所は、これを本人の住居とみなす。

本條は、旧法第七五條と同趣旨の規定である。

(郵便に付する送達・法第五十四條)

第六三條 住居、事務所又は送達受取人を届け出なければならない者がその届出をしないときは、裁

判所書記は、書類を書留郵便に付して、その送達をすることができる。但し、起訴状及び略式命令の謄本の送達については、この限りでない。

2 前項の送達は、書類を書留郵便に付した時に、これをしたものとみなす。

本條は、旧法第七六條と略々同趣旨の規定であるが、唯、送達を受ける者の権利保護のため、郵便は書留郵便によるものとし、起訴状及び略式命令の謄本の送達の如く、起訴後短期間内に行われるものについては、この送達の方法によることができないものとしたのである。

(檢察官に対する送達・法第五十四條)

第六四條 檢察官に対する送達は、書類を檢察廳に送付してこれをしなければならぬ。

本條は、旧法第七七條と同趣旨の規定である。

(交付送達・法第五十四條)

第六五條 裁判所書記が本人に送達すべき書類を交付したときは、その送達があつたものとみなす。

本條は、旧法が略式命令の謄本の送達について認めていた(旧法第五二三條第四項参照)のを全面的に拡張したものである。

第七章 期間

(法定の期間の延長・法第五十六條)

第六六條 法定の期間は、訴訟行為をすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所又は檢察廳の所在

地との距離に従い、海陸路八十キロメートルごとに一日を加える。その距離又は端数が八十キロメートルに満たなくても二十キロメートル以上であるときは、一日を加える。但し、海路は、二海里を四キロメートルとしてこれを計算する。

2 前項の規定は、宣告した裁判に対する上訴の提起期間には、これを適用しない。

3 外国又は交通不便の地に在る者のためには、特に期間を定めることができる。

本條は、旧法第八二條と略々同趣旨の規定である。

第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留

(召喚の猶予期間・法第五十七條)

第六七條 被告人に対する召喚状の送達と出頭との間には、少くとも十二時間の猶予を置かなければならない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

2 被告人に異議がないときは、前項の猶予期間を置かないことができる。

本條は、新法第五七條に基く規定であり、その猶予期間を最少限度十二時間としたのは、連続開廷の必要がある場合を予想し、しかも被告人の保護に必要な最少限度の時間を考慮した結果である。特別の定のある場合は、第一七九條第二項の場合をいう。

(勾引、勾留についての身体、名誉の保全)

第六八條 被告人の勾引又は勾留については、その身体及び名誉を保全することに注意しなければならない。

らない。

本條は、旧法第九二條と略々同趣旨の規定である。

(裁判所書記の立会・法第六十一條)

第六九條 法第六十一條の規定により被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く場合には、裁判所書記を立ち会わせなければならない。

本條は、その趣旨條文上明らかであり、特に説明すべきこともない。

(勾留状の記載要件・法第六十四條)

第七〇條 勾留状には、法第六十四條に規定する事項の外、法第六十條第一項各号に定める事由を記載しなければならない。

被告人の人権保障の趣旨からいつても、勾留状に新法第六〇條第一項各号に定める事由を記載するのが妥当であり、又かかる事由を勾留状に記載することは、被告人側において勾留に対する抗告又は準抗告をするためにも、又、裁判所側において勾留の理由の開示等をするためにも必要である。これ、本條が新設された所以である。第六〇條第一項各号に定める事由を記載するとは、その事由のよつて以て存する根拠までを記載することを要求しているものではない。

(裁判長の令状の記載要件・法第六十九條)

第七一條 裁判長は、法第六十九條の規定により召喚狀、勾引狀又は勾留狀を發する場合には、その旨を令狀に記載しなければならない。

本條は、旧法第九七條第五項と同趣旨の規定である。

(勾引狀、勾留狀の原本の送付・法第七十條)

第七二條 檢察官の指揮により勾引狀又は勾留狀を執行する場合には、これを發した裁判所又は裁判官は、その原本を檢察官に送付しなければならない。

本條は、旧法第一〇〇條第三項と同趣旨の規定である。

(勾引狀の數通交付)

第七三條 勾引狀は、數通を作り、これを檢察事務官又は司法警察職員數人に交付することができる。

本條は、旧法第一〇一條と同趣旨の規定であるが、檢察事務官も勾引狀を執行することができるので、これを大條に加えたに過ぎない。

(勾引狀、勾留狀の謄本交付の請求)

第七四條 勾引狀又は勾留狀の執行を受けた被告人は、その謄本の交付を請求することができる。

本條は、旧法第一〇四條と同趣旨の規定である。

(勾引狀、勾留狀執行後の処置)

第七五條 勾引狀又は勾留狀を執行したときは、これに執行の場所及び年月日時を記載し、これを執

行することができなかつたときは、その事由を記載して記名押印しなければならない。

2 勾引狀又は勾留狀の執行に関する書類は、執行を指揮した檢察官又は裁判官を経由して、勾引狀又は勾留狀を發した裁判所又は裁判官にこれを差し出さなければならない。

3 勾引狀の執行に関する書類を受け取つた裁判所又は裁判官は、裁判所書記に被告人が引致された年月日時を勾引狀に記載させなければならない。

本條第一項は、旧法第一〇九條第一項と同趣旨の規定である。

第二項第三項も旧法第一〇九條第二項第三項に相当する規定であるが、現在では裁判所と檢察廳とが分離されているので、この観点から必要な修正が施されている。

(嘱託による勾引狀・法第六十七條)

第七六條 嘱託によつて勾引狀を發した裁判官は、勾引狀の執行に関する書類を受け取つたときは、裁判所書記に被告人が引致された年月日時を勾引狀に記載させなければならない。

2 嘱託によつて勾引狀を發した裁判官は、被告人を指定された裁判所に送致する場合には、勾引狀に被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を記載して記名押印しなければならない。

3 勾引の嘱託をした裁判所又は裁判官は、勾引狀の執行に関する書類を受け取つたときは、裁判所書記に被告人が到着した年月日時を勾引狀に記載させなければならない。

本條第一項は、新法第六七條第一項の二十四時間の起算点を明らかにする趣旨の下に規定されたものである。

第二項第三項は、囑託による勾引の場合の手續を規定したものであり、特に第二項は、新法第六七條第二項の規定により、囑託によつて勾引狀を發した裁判官が被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を定める場合に關する規定である。

(裁判所書記の立会・法第七十六條等)

第七七條 裁判所又は裁判官が法第七十六條又は第七十七條の処分をするときは、裁判所書記を立ち会わせなければならない。

新法第七六條又は第七七條の処分については調書を作らなければならないことは、次條の規定するところであるので、これらの処分をするときには、裁判所書記を立ち会わせる必要がある。これ、本條を設けた理由である。

(調書の作成・法第七十六條等)

第七八條 法第七十六條又は第七十七條の処分については、調書を作らなければならない。

本條は、裁判所、裁判官又は裁判所書記が、法第七六條又は第七七條の処分をする場合には、調書を作らなければならない趣旨である。

新法第七六條又は第七七條の処分は、憲法第三四條、第三七條第三項に關するものであるので、慎重を期する意味において調書を作成すべきこととしたのである。これ、本條を設けた理由である。なお、この調書には、裁判長又は裁判官の署名押印は、これをなすべき旨の規定がないので、裁判所書記の署名押印のみあれば

足りる。

(勾留の通知・法第七十九條)

第七九條 被告人を勾留した場合において被告人に弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹がないときは、被告人の申出により、その指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

本條は、被告人保護のための新設の規定であり、その趣旨は、條文上明らかである。

(被告人の移監)

第八〇條 檢察官は、裁判長の同意を得て、勾留されている被告人を他の監獄に移すことができる。

2 檢察官は、被告人を他の監獄に移したときは、直ちにその旨及びその監獄を裁判所及び弁護人に通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨及びその監獄を通知しなければならない。

3 前項の場合には、前條の規定を準用する。

本條第一項は、旧法第一一〇條、同趣旨の規定であるが、唯旧法には裁判所の同意とあつたのを手續の簡潔と迅速とを圖る趣旨の下に裁判長の同意にした点、異なつている。

第二項第三項は、新設のものであるが、檢察官が被告人を他の監獄に移したときは、直ちにその旨及びその

監獄を裁判所及び弁護人に通知すべきものとしたのは、裁判所は被告人を召喚するために、又弁護人は面接その他弁護権行使のために、それぞれ被告人の所在を知る必要があるからである。

(勾留の理由開示の請求の方式・法第八十二條)

第八一條 勾留の理由の開示の請求は、書面でこれをしなければならぬ。但し、公判期日においては、口頭でこれを行うことができる。この場合には、その請求を調書に記載しなければならぬ。

本條は、勾留の理由開示の請求の方式を定めたものであり、その趣旨は條文上明らかである。

(開示の手續・法第八十三條)

第八二條 勾留の理由の開示の請求があつたときは、裁判長は、開示期日を定めなければならぬ。

2 開示期日には、被告人を召喚しなければならない。

3 開示期日は、檢察官、弁護人及び補佐人並びに請求者にこれを通知しなければならない。

本條は、開示のために必要な手續を規定したものであり、第三項において檢察官、弁護人及び補佐人並びに請求者に開示期日を通知しなければならないことを規定したのは、これらの者は、開示期日に出頭して意見を述べることができるからである(新法第八四條、第四二條)。

(公判期日における開示・法第八十三條)

第八三條 勾留の理由の開示は、公判期日においても、これを行うことができる。

2 公判期日において勾留の理由の開示をするには、あらかじめ、その旨及び開示をすべき公判期日

を檢察官、被告人、弁護人及び保佐人並びに請求者に通知しなければならない。

本條は、その趣旨條文上明らかであり、特に説明すべきこともない。

開示の請求と開示期日)

第八四條 勾留の理由の開示をすべき期日とその請求があつた日との間には、五日以上を置くことはできない。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

勾留の理由の開示の制度は、憲法第三四條後段の要請に基くものとされているので、開示の請求があつた場合には、可及的速やかにこれに應ずべきであらうが、被告人の召喚、檢察官、弁護人等への通知等のための必要な期間を置くことはやむを得ない。これ、本條本文の規定を設けた理由であり、又一人の裁判官しかいない簡易裁判所の裁判官が病氣である場合の如く、やむを得ない場合があることを考慮して、但書の規定を置いたのである。

(開示期日の変更)

第八五條 裁判所は、やむを得ない事情があるときは、開示期日を変更することができる。

前條において述べた如く、勾留の理由の開示は、可及的速やかになすべきものとされているので、開示期日の変更は、軽々にこれをなすべきではない。これ、本條を設けた理由である。

(開示期日の調書)

第八六條 開示期日における手續については、調書を作り、裁判長が、裁判所書記とともに署名押印

しなければならぬ。

本條は、開示期日の調書に関する規定である。この調書の記載要件は、規定されていないが、裁判長が勾留の理由を告げたことと、檢察官、被告人及び弁護人並びにこれらの者以外の請求者等が述べた意見は、これを記載すべきものであろう。

(保釈の保証書の記載事項・法第九十四條)

第八七條 保釈の保証書には、保証金額及び何時でもその保証金を納める旨を記載しなければならぬ。

本條は、旧法第一一七條第四項と同趣旨の規定である。

(執行停止についての意見の聴取・法第九十五條)

第八八條 勾留の執行を停止するには、檢察官の意見を聴かなければならぬ。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

本條は、勾留の執行を停止するには、旧法第一一八條第一項と同様原則として檢察官の意見を聴かなければならないが、急速を要する場合は檢察官の意見を聴くことを要しないものとしたもので、但書の新設が旧法と異なる。

(保釈、執行停止についての意見の聴取・法第九十二條等)

第八九條 裁判所は、檢察官の保釈又は勾留の執行停止についての意見がこれを相当でないとするも

のであるときは、その意見に対する被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬ。但し、保釈を許し、又は勾留の執行を停止する場合は、この限りでない。

保釈又は勾留の執行停止をするには、檢察官の意見を聴かなければならぬのであるが(新法第九二條、規則第八八條)、この場合の檢察官の意見が保釈又は勾留の執行停止を相当でないとするものときは、被告人側にこれに対する言分もあろうことを慮つて、被告人保護の見地から、更にこれに対する被告人又は弁護人の意見を聞いた上で決定をしなければならないとするのが本條の趣旨である。右の通り、本條は、被告人保護のために置かれたのであるから、裁判所が、檢察官の反対意見にかかわらず、保釈を許し又は勾留の執行を停止する場合には、更に被告人側の意見を聴く必要がない。これ、但書を置いた所以である。

(委託による執行停止・法第九十五條)

第九〇條 勾留されている被告人を親族、保護団体その他の者に委託して勾留の執行を停止するには、これらの者から何時でも召喚に應じ被告人を出頭させる旨の書面を差し出させなければならぬ。

本條は、旧法第一一八條第二項と同趣旨の規定である。尤も、新法は、その実体は残存せしめながらも「責付」という制度は制度としてはこれを認めていないので、本條においても、「責付」という語は、これを使用しなかつた。

(保証金の還付・法第九十六條)

第九一條 勾留若しくは保釈を取り消し、又は勾留状の効力が消滅したときは、没取されなかつた保証金は、これを還付しなければならない。

本條は、旧法第一二〇條に相当する規定である。

(上訴中の事件等の勾留に関する処分・法第九十七條)

第九二條 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないものについて勾留の期間を更新すべき場合には、原裁判所が、その決定をしなければならぬ。

2 上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、勾留の期間を更新し、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合にも、前項と同様である。

3 勾留の理由の開示をすべき場合には、前項の規定を準用する。

4 上訴裁判所は、被告人が勾留されている事件について訴訟記録を受け取つたときは、直ちにその旨を原裁判所に通知しなければならない。

第一項は、新法第九七條第一項が勾留の期間の更新に触れていないので、これを補う趣旨で規定されたものである。

第二項は、新法第九七條第二項が、裁判所の規則に譲つているところを規定し、且つ前項の場合と同様、勾留の期間の更新の欠缺を補う趣旨において規定されたものである。旧法においては(第一二二條)、上訴中の事

件については、訴訟記録が原裁判所を離れると上訴裁判所が勾留に関する本項所定の処分をしなければならぬことになつていたので、上訴裁判所は、訴訟記録の到達前においては、事案の内容を知らないのかかわらず、その処分をなすべき責任を有つという不都合があつた。本條は、これを改める趣旨である。

以上のことは、勾留の理由の開示をする場合でも同様であるから第三項を設けた。

第四項は、原裁判所に対し何時まで前述の処分をなし得るかというその処分をなし得る時期を知らせる趣旨において規定されたものである。

第九章 押収及び搜索

(押収、搜索についての秘密、名誉の保持)

第九三條 押収及び搜索については、秘密を保ち、且つ処分を受ける者の名誉を害しないように注意しなければならない。

本條は、旧法第一四四條と略々同趣旨の規定である。

(差押状、搜索状の記載事項・法第一百七條)

第九四條 差押状又は搜索状には、必要があると認めるときは、差押又は搜索をすべき事由をも記載しなければならない。

本條は、旧法第一五〇條第二項と同趣旨の規定である。新法においては公判廷外における差押、搜索については、裁判所は令状を発するだけで、檢察事務官、司法警察職員又は裁判所書記がこれを執行することとなつ

たので(新法第一〇八條)、これらの者の執行を圓滑ならしめる一助にしようとの趣旨において本條が設けられたのである。

五〇

(準用規定)

第九五條 差押狀又は搜索狀については、第七十二條の規定を準用する。

新法においては、公判廷外における差押又は搜索は差押狀又は押收狀を發してこれをしなければならず(新法第一〇六條)、その差押狀又は搜索狀は原則として檢察官の指揮によつて檢察事務官等が執行する(新法第一〇八條)こととなつたので、本條が新設されたのである。

(搜索証明書、押收品目録の作成者・法第九十九條等)

第九六條 法第九十九條又は第一百二十條の証明書又は目録は、搜索又は差押が令狀の執行によつて行われた場合には、その執行をした者がこれを作つて交付しなければならぬ。

本條は、新法第一一九條及び第二二〇條の解釈上当然のことを規定したものに過ぎないが、立案の趣旨は、疑義を避けようとするにある。

(差押狀、搜索狀執行後の処置)

第九七條 差押狀又は搜索狀の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差し押えた物を令狀を發した裁判所に差し出さなければならぬ。檢察官の指揮により執行をした場合には、檢察官を経由しなければならぬ。

本條は、その趣旨條文上明らかであり、特に説明すべきこともない。

(押收物の処置)

第九八條 押收物については、喪失又は破損を防ぐため、相当の処置をしなければならぬ。

本條は、旧法第一六四條第一項と同趣旨の規定である。條理上当然のことではあるが、本條は、裁判所のみならず、差押狀の執行をした者にも適用がある。次條も又、このことを前提として規定されている。

(差押狀の執行調書の記載)

第九九條 差押狀の執行をした者は、第九十六條若しくは前條又は法第二百二十一條第一項若しくは第二項の処分をしたときは、その旨を調書に記載しなければならぬ。

新法においては、公判廷外における差押については、裁判所は單に差押狀を發するに過ぎず(新法第一〇六條)、檢務事務官等がこれを執行することとなつている(新法第一〇八條)ので、差押狀の執行をした者が本條列記の如き処分をしたときは、これを調書に記載させるのが適當である。これ、本條を設けた所以である。調書とは、第四三條の調書である。

(押收、搜索の立会)

第一〇〇條 差押狀を發しない押收をするときは、裁判所書記を立ち合わせなければならぬ。

2 差押狀又は搜索狀を執行するときは、それぞれ他の檢察事務官、司法警察職員又は裁判所書記を立ち合わせなければならぬ。

本條第一項は、旧法第一六八條と同趣旨の規定であるが、差押状の執行による押収については、その性質上裁判所書記の立会は不要であるので、その趣旨を明らかにした。

第二項は、差押状又は搜索状の執行の公正を担保するために新たに設けた規定である。

第十章 検 証

(検証についての注意)

第一〇一條 検証をするについて、死体を解剖し、又は墳墓を發掘する場合には、礼を失わないように注意し、配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹があるときは、これに通知しなければならない。

本條は、旧法第一七六條第四項と同趣旨の規定であるが、通知すべき遺族の範囲を明確にした点が異なる。

(被告人の身体検査の召喚状等の記載要件・法第六十三條等)

第一〇二條 被告人に対する身体の検査のための召喚状又は勾引状には、身体の検査のために召喚又は勾引する旨をも記載しなければならない。

本條は、被告人に対する身体の検査のための召喚状又は勾引状には、通常の召喚状又は勾引状の記載要件の外に、身体の検査のために召喚又は勾引する旨を記載しなければならない旨を規定したものである。

(被告人以外の者の身体検査の召喚状等の記載要件・法第三百二十六條等)

第一〇三條 被告人以外の者に対する身体の検査のための召喚状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、出頭すべき年月日時及び場所、身体の検査のために召喚する旨並びに正当な理由がな

く出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ且つ勾引状を發することがある旨を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

2 被告人以外の者に対する身体の検査のための勾引状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、引致すべき場所、身体の検査のために勾引する旨、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに發付の年月日を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

本條第一項は、新法第一三六條、第六三條の規定に基いて被告人以外の者に対する身体の検査のための召喚状の記載要件を規定したものであり、第二項は、同様新法第一三六條、第六四條の規定に基いて被告人以外の者に対する身体の検査のための勾引状の記載要件を規定したものである。

(準用規定)

第一〇四條 身体の検査のためにする被告人以外の者に対する勾引については、第七十二條から第七十六條までの規定を準用する。

本條は、その趣旨條文上明らかであり、特に説明すべきこともない。

(検証の立会)

第一〇五條 検証をするときは、裁判所書記を立ち会わせなければならない。

本條は、旧法第一七八條、第一六八條と同趣旨の規定である。

(尋問事項書・法第三百四條等)

第一〇六條 証人の尋問を請求した者は、裁判官の尋問の参考に供するため、速やかに尋問事項又は証人が証言すべき事項を記載した書面を差し出さなければならぬ。但し、公判期日において訴訟関係人にまず証人を尋問させる場合は、この限りでない。

2 前項の書面に記載すべき事項は、証人の証言により立証しようとする事項のすべてにわたらなければならぬ。

3 公判期日外において証人の尋問をする場合を除いて、裁判長は、相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、同項の書面を差し出さないことを許すことができる。

4 公判期日外において証人の尋問をする場合には、速やかに相手方及びその弁護人の数に應ずる第一項の書面の謄本を裁判所に差し出さなければならぬ。

新法は、いわゆる起訴状一本主義をとり、起訴状には捜査記録、証拠物を添附しないことになつたにかかわらず、証人の尋問は原則としてまず裁判長又は陪席の裁判官がするという建前をとつていたので(新法條三〇四條)、裁判長又は陪席の裁判官の尋問をして充分且つ円滑迅速ならしめるために、本條第一、二項が設けられたのである。尋問事項書を差し出させる目的は、右の通り裁判官の尋問をして充分且つ円滑迅速ならしめる趣旨に他ならないので、裁判所は決してこの尋問事項書に拘束されるものではない。これ、第一項において「裁

判官の尋問の参考に供するため」とある所以であり、裁判所が法第三〇四條第三項の規定によつて、公判期日において、まず訴訟関係人に証人の尋問をさせる場合には、これを提出させる必要がない。これ、第一項但書が設けられた理由である。然し、公判期日外において証人の尋問をする場合を除き、即ち公判期日において証人の尋問をする場合において裁判長が相当と認めるとき、例えば尋問すべき事項の明白な在廷証人又は訴訟の経過により尋問すべき事項が明白となつていような証人を尋問する場合には、尋問事項書を差し出させる必要がないから、第三項において裁判長が右の書面を差し出さないことを許すことができる旨を規定したのである。

証人尋問の請求をした者に尋問事項書を差し出させる趣旨は以上の通りではあるが、なお公判期日外において証人尋問をする場合には、裁判所はあらかじめ、検察官、被告人及び弁護人に尋問事項を知る機会を與えなければならぬので(新法一五八條)、そのためにも尋問事項書を提出させる必要があるものであり、これ、第三項において、尋問事項書を差出さないことを許し得る場合から公判期日外において証人の尋問をする場合が除かれていふ所以である。

第四項において、公判期日外において証人の尋問をする場合に、尋問事項書の謄本の差出を要求しているのは、これに基き裁判所が尋問すべき事項を定めて、即ち適宜この謄本に訂正、追加を施してこれを相手方側の検察官、被告人及び弁護人に送付(送達の方法によれば最も確実である)するのが、尋問事項を知る機会を與える最も適当な方法だからに他ならない。

(請求の却下)

第一〇七條

前條の規定に違反してされた証人尋問の請求は、これを却下することができる。

本條は、前條の如く規定した以上、これに違反してされた証人尋問の請求を却下し得ることは理論上当然のことではあるが、注意的に規定したものである。

(尋問事項の告知等・法第百五十八條)

第一〇八條

裁判所は、公判期日外において檢察官、被告人又は弁護人の請求にかかる証人を尋問する場合には、第百六條第一項の書面を参考として尋問すべき事項を定め、相手方及びその弁護人に知らせなければならぬ。

2 相手方又はその弁護人は、書面で、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求することができる。

本條は、新法第一五八條第二項第三項の要請に應ずるための規定である。尋問すべき事項を相手方及びその弁護人に知らせる方法としては、第一〇六條において述べた如く、尋問事項書の謄本に適宜訂正、追加を施しこれを送付するのが最も適当であらう。

(職権による公判期日外の尋問・法第百五十八條)

第一〇九條

裁判所は、職権で公判期日外において証人を尋問する場合には、あらかじめ、檢察官、被告人及び弁護人に尋問事項を知らせなければならない。

2 檢察官、被告人又は弁護人は、書面で、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求す

ることができる。

裁判所が職権で公判期日外において証人の尋問をする場合にも、新法第一五八條第二、三項の適用があることと当然であるので、本條が設けられたのである。知らせる方法は、口頭であらうと書面によらうと便宜な方法によつて差支ない。

(召喚狀、勾引狀の記載要件・法第百五十三條等)

第一一〇條 証人に対する召喚狀には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ且つ勾引狀を發することがある旨を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならぬ。

2 証人に対する勾引狀には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、引致すべき場所、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令狀はこれを返還しなければならない旨並びに發付の年月日を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならぬ。

本條第一項は、新法第一五三條、第六三條の規定に基いて、証人に対する召喚狀の記載要件を規定したものであり、第二項は、同様新法第一五三條、第六四條に基いて証人に対する勾引狀の記載要件を規定したものである。

(召喚の猶予期間)

第一一一條 証人に対する召喚狀の送達と出頭との間には、少くとも二十四時間の猶予を置かなけれ

ばならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

本條は、旧法第一九四條第三項と同趣旨の規定である。

(準用規定)

第一一二條 証人の勾引については、第七十二條から第七十六條までの規定を準用する。

本條は、略々旧法第一九三條と同趣旨の規定であり、特に説明すべきこともない。

(尋問上の注意、在廷証人)

第一一三條 召喚により出頭した証人は、速やかにこれを尋問しなければならない。

2 証人が裁判所の構内にいるときは、召喚をしない場合でも、これを尋問することができる。

本條は、旧法第二〇七條第八五條と同趣旨の規定である。

(尋問の立会)

第一一四條 証人を尋問するときは、裁判所書記を立ち合わせなければならない。

本條は、旧法第二〇七條第一三六條と同趣旨の規定である。

(人定尋問)

第一一五條 証人に對しては、まず、その人達でないかどうかを取り調べなければならない。

本條は、旧法第一九五條第一項前段と同趣旨の規定である。

(宣誓の趣旨の説明等・法第百五十五條)

第一一六條 証人が宣誓の趣旨を理解することができるときは、宣誓前に、この点について尋問し、且つ、必要と認めるときは、宣誓の趣旨を説明しなければならない。

新法においてはすべて証人は宣誓させた上尋問するのが原則であり、唯宣誓の趣旨を理解することができない者のみを宣誓をさせないで尋問するのであるから(新法第一五四條、第一五五條)、証人が宣誓の趣旨を理解することができる者であるかどうかについて疑があるときは、宣誓前に、この点について尋問し、宣誓の趣旨を理解していないような者であれば、宣誓の趣旨を説明し、これを理解すれば、宣誓をさせた上手続を進めるのが相当である。これ、本條を設けた理由である。

(宣誓の時期・法第百五十四條)

第一一七條 宣誓は、尋問前に、これをさせなければならない。

本條は、旧法第一九七條に相当する規定であるが、但書がなくなっている点異なる。但書を削除したのは、前條の手續により宣誓をさせるべき者かどうか確かめられるべき筈であり、但書を置くのは殆んど意味がないからである。

(宣誓の方式・法第百五十四條)

第一一八條 宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。

- 2 宣誓書には、良心に従つて、眞実を述べ何事も隠さず、又何事も附け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。
- 3 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、且つこれに署名押印させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記にこれを朗読させなければならない。
- 4 宣誓は、起立して嚴肅にこれを行わなければならない。

本條は、証人の宣誓の方式を定めた規定であり、第一項及び第二項は、旧法第一九八條第一項及び第二項本文と同趣旨の規定であるが、第三項において宣誓書は証人自身に朗読させることに改めた点が旧法第一九八條第三項と異なり、第四項は、新設の規定であるが、現在実務上行われていることを明文化したものに過ぎない。

(個別宣誓・法第五十四條)

第一一九條 証人の宣誓は、各別にこれをさせなければならない。

本條は、旧法第二〇〇條と同趣旨の規定である。

(偽証の警告・法第五十四條)

第一二〇條 宣誓をさせた証人には、尋問前に、偽証の罰を告げなければならない。

新法では、前述の通り、宣誓の趣旨を理解できない者でない限り、すべて証人は宣誓の上供述するのが建前であるから、偽証の罰の警告も宣誓前にこれをするよりは、まず宣誓の後、尋問前にこれをする方が適当である。

あるので、本條が設けられたのである。

(証言拒絶権の告知・法第四十六條等)

第一二一條 証人に対しては、尋問前に、自己又は法第四十七條に規定する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる旨を告げなければならない。

2 法第四十九條に規定する者に対しては、必要と認めるときは、同條の規定により証言を拒むことが出来る旨を告げなければならない。

本條は、証人保護の規定であり、特に第一項所定の証言拒絶権は証人の憲法上の権利(憲法第三八條第一項参照)にも関する事項であるので、これを告げることを必要的ならしめたのである。

(証言の拒絶・法第四十六條等)

第一二二條 証言を拒む者は、これを拒む事由を示さなければならない。

2 証言を拒む者がこれを拒む事由を示さないときは、過料その他の制裁を受けることがある旨を告げて、証言を命じなければならない。

本條第一項が、旧法第一八九條と異なり証言を拒む事由の疎明を要求していないのは、求められている証言の内容如何によつてはこの疎明を求めることが相当でない場合もあり、又証言を拒む事由を述べるのは原則として証人としての宣誓の上のことであるので、それ以上疎明を要求するまでもないと考えられるからである。尤も、証言を拒む事由の存否につき証人の言葉自体では信を措き難いときは、適宜調査すべきは当然である。

る。

第二項は、第一項において証言を拒む者に対し拒む事由を示すことを要求している以上、これを示さないと
きは、正当な理由がなく証言を拒む者として過料その他の制裁を受けることあるは当然であるから、この場合
には、本項所定の警告をして証言を命すべきものとしたのである。

(個別尋問)

第一二二條 証人は、各別にこれを尋問しなければならない。

2 後に尋問すべき証人が在廷するときは、退廷を命じなければならない。

本條は、旧法第二〇三條と同趣旨の規定である。

(対質)

第一二四條 必要があるときは、証人と他の証人又は被告人と対質させることができる。

本條は、旧法第二〇四條と同趣旨の規定である。

(書面による尋問)

第一二五條 証人が耳が聞えないときは、書面で問い、口がきけないときは、書面で答えさせること
ができる。

本條は、旧法第二〇七條第一三八條と同趣旨である。

(公判期日外の尋問調書の閲覧等・法第五十九條)

- 第一二六條 裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が公判期日外における証人尋問に立ち会わなかつた場合において証人尋問調書が整理されたとき、又はその送付を受けたときは、速やかにその旨を立ち会わなかつた者に通知しなければならない。
- 2 被告人は、前項の尋問調書を閲覧することができる。
 - 3 被告人は、読むことができないうとき、又は目の見えないときは、第一項の尋問調書の朗読を求めることができる。
 - 4 前二項の場合には、第五十條の規定を準用する。

本條は、新法第一五九條の要請を円滑確実に履踐せんとする規定であり、この趣旨條文上明らかである。唯、第四項において第五〇條の規定を準用しているのであるが、第五〇條第一項の準用については、準用であるから、被告人は弁護人の有無にかかわらず、裁判所において、閲覧すべき趣旨であることに注意すべきである。

(受命、受託裁判官の尋問・法第六十三條)

- 第一二七條 受命裁判官又は受託裁判官が証人を尋問する場合においても、第六六條第一項、第二項及び第四項、第七七條から第九九條まで並びに前條の手續は、裁判所がこれをしななければならない。

本法は、新法第一六三條第五項に対応する規定である。即ち、同項によれば、受命裁判官又は受託裁判官は証人の尋問に關し裁判所又は裁判長に属する処分をすることができるものとされているから、若し本條がなければ、本規則第一〇一條により、本規則においても裁判所又は裁判長に属する処分をすることができることと

なるので、新法第一六三條第四項の趣旨と一致させるために本條を設けたのである。

第十二章 鑑定

(宣誓・法第六十六條)

第一二八條 鑑定人の宣誓は、鑑定をする前に、これをさせなければならない。

2 宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。

3 宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

本條は、新法第一六六條の規定と相まつて旧法第二二〇條と同趣旨となる規定である。

(鑑定の報告)

第一二九條 鑑定の経過及び結果は、鑑定人に鑑定書により又は口頭でこれを報告させなければならない。

2 鑑定人が数人あるときは、共同して報告をさせることができる。

3 鑑定の経過及び結果を鑑定書により報告させる場合には、鑑定人に対し、鑑定書に記載した事項に関し公判期日において尋問を受けることがある旨を告げなければならない。

本條第一、二項は、旧法第二二一條第一、二項と同趣旨の規定である。

第三項は、新設の規定であるが、鑑定の経過及び結果を記載した書面を証拠とするには、原則としてその鑑定人を公判期日において尋問しなければならないのであるから(新法第三二一條第四項)、鑑定の経過及び結果

を鑑定書により報告させる場合には、右の事項をあらかじめ鑑定人に告げておくのを相当とするので、新たに設けられたものである。

(裁判所外の鑑定)

第一三〇條 裁判所は、必要がある場合には、裁判所外で鑑定をさせることができる。

2 前項の場合には、鑑定に関する物を鑑定人に交付することができる。

本條は、旧法第二二三條第一、二項と同趣旨の規定である。

(鑑定留置・法第六十七條)

第一三一條 鑑定のためにする被告人の留置については、勾留に関する規定を準用する。但し、保釈に関する規定は、この限りでない。

本條は、いわゆる鑑定留置について勾留に関する本規則の規定を準用する趣旨の規定で、新法第一六七條第三項に対応する規定である。

(準用規定)

第一三二條 鑑定人が死体を解剖し、又は墳墓を発掘する場合には、第一百一條の規定を準用する。

本條は、旧法第二二三條第二項、第一七六條第四項の規定と同趣旨の規定である。

(鑑定許可状の記載要件・法第六十八條)

第一三三條 法第六十八條の許可状には、有効期間及びその期間経過後は許可された処分に着目す

ることができず令状はこれを返還しなればならぬ旨並びに発付の年月日をも記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならぬ。

2 鑑定人のすべき身体の検査に関し条件を附した場合には、これを前項の許可状に記載しなければならぬ。

本條は、新法第一六八條第二項の規定に基くものであり、その趣旨は條文上明らかである。

(鑑定のための閲覽等)

第一三四條 鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判長の許可を受けて、書類及び証拠物を閲覽し、若しくは謄写し、又は被告人に対し質問する場合若しくは証人を尋問する場合にこれに立ち会うことができる。

2 鑑定人は、被告人に対する質問若しくは証人の尋問を求め、又は裁判長の許可を受けてこれらの者に對し直接に問を發することができる。

本條は、旧法第二二四條と同趣旨の規定であるが、唯新法においては、被告人尋問なる制度は制度としてはなくなつたので、旧法で被告人の尋問とあつたのを被告人に対する質問と改めた点が異なるだけである。

(準用規定)

第一三五條 鑑定については、勾引に関する規定を除いて、前章の規定を準用する。

本條は、新法第一七一條の規定に對應するもので、旧法第二二八條と同趣旨の規定である。

第十三章 通訳及び翻譯

(準用規定)

第一三六條 通訳及び翻譯については、前章の規定を準用する。

本條は、新法第一七八條の規定に對應するもので、旧法第二三六條と同趣旨の規定である。

第十四章 証拠保全

(処分をすべき裁判官・法第七十九條)

第一三七條 証拠保全の請求は、次に掲げる地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれをしなればならぬ。

- 一 押収については、押収すべき物の所在地
- 二 搜索又は検証については、搜索又は検証すべき場所、身体又は物の所在地
- 三 証人の尋問については、証人の現在地
- 四 鑑定については、鑑定の対象の所在地又は現在地

2 鑑定の処分の請求をする場合において前項第四号の規定によることができなるときは、その処分をするのに最も便宜であると思料する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にその請求をすることができる。

本條は、証拠保全の請求をすべき裁判官を定めた規定である。第二項において前項第四号の規定によることができないときとあるのは、鑑定の場合には、例えば特定の物理現象の鑑定というが如く、その対象の所在地又は現在地というものが考えられない場合がないでもないので、かくの如き場合を意味するのである。

(請求の方式・法第七十九條)

第一三九條 証拠保全の請求は、書面でこれをしなければならぬ。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 事件の概要

二 証明すべき事実

三 証拠及びその保全の方法

四 証拠保全を必要とする事由

3 証拠保全を必要とする事由は、これを疎明しなければならぬ。

本條は、その趣旨條文上明らかであり、特に説明すべきこともないが、第三項の規定に違反すれば、請求を却下し得ること当然である。

第二編 第一 審

第一章 捜 査

(令状請求の方式)

第一三九條 令状の請求は、書面でこれをしなければならぬ。

2 逮捕状の請求書には、謄本一通を添附しなければならない。

本條第一項は、令状の請求一般についてその確実を期するため規定したものである。

第二項については、元來裁判所又は裁判官に対する請求書はこれを裁判所に保管すべきであり、殊に令状の請求書の如きに至つては、後日において何時いかなる請求があり、何時いかなる令状が発せられたかを知るための資料としても是非裁判所側において必要なのであるが、一方捜査上の書類は、捜査官側においてまとめて保管するのが捜査にとつては便宜である。この兩者の要請を調和させるためには、請求書は裁判所が保管するものとし、捜査官側において請求の都度、その謄本を作成して保管すればよいのであるが、現在の段階においては、この方法は、捜査官側に種々不便な点があるとも考えられるので、とりあえずの措置としてはこれを返還すべきものとした(第一四一條)。然し、何時いかなる請求があり又は令状が発せられたかということは、人權保障の上からあくまでも裁判所側としてはこれを知らなければならぬので、逮捕状以外の令状の請求の場合には、裁判所側において令状を発し又は請求を却下した都度これらの事項の要点を控えておくべきことと

し、唯、逮捕状の場合はその数が極めて多いので、請求書の謄本の提出を求め、これに必要な事項を記入して整理保存しようと考えたのである。これ、本條第二項を設け、又、第一四一條を規定した理由である。

(令狀請求の却下)

第一四〇條 裁判官が令狀の請求を却下するには、請求書にその旨を記載し、記名押印してこれを請求者に交付すれば足りる。

本條は、令狀の請求を却下する場合の規定である。却下も一の裁判であるから、本來ならば、裁判書を作成して(第五三條)、その謄本を送達しなければならない(第三四條)のであるが、急速を要する場合が多いであろうし、又一々裁判書の謄本を送達する手数をも省略させる意味において、令狀の請求の却下の裁判は、令狀の請求書にその旨を記載し記名押印してこれを請求者に返還すれば足りるものとした。

(令狀請求書の返還)

第一四一條 裁判官は、令狀を發し、又は令狀の請求を却下したときは、前條の場合を除いて、速やかに令狀の請求書を請求者に返還しなければならない。

本條については、既に第一三九條の個所において説明した。

(逮捕狀請求書の記載要件)

第一四二條 逮捕狀の請求書には、次に掲げる事項その他逮捕狀に記載することを要する事項及び逮捕狀發付の要件たる事項を記載しなければならない。

- 一 被疑者の氏名、年齢、職業及び住居
- 二 罪名及び被疑事実の要旨
- 三 請求者の官公職氏名
- 四 七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- 五 逮捕狀を数通必要とするときは、その旨及び事由
- 六 同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕狀の請求又はその發付があつたときは、その旨及びその犯罪事実
- 2 被疑者の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被疑者を特定するに足りる事項でこれを指定しなければならない。
- 3 被疑者の年齢、職業又は住居が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

本條は、逮捕狀請求書の要件を規定したものである。第一項第四号、第五号は、新法第一九九條の逮捕狀の請求のみに必要な事項であり、第四号は第三〇〇條が令狀の有効期間を一律に一應七日と定めているのである。第一項第六号は、新法第一九九條第三項の精神に従つて、人權の保障のためにこれよりも廣く規定したものである。第一項本文に所謂逮捕狀に記載することを要する事項とは、新法第二〇〇條第一項若しくは第二一〇條第二項に規定されている事項であり、又逮捕狀發付の要件たる事項とは、罪を犯したことを疑うに足りる相當若しくは充分な理由をいうものであるが、五百円以下の罰金、拘留若しくは科料にあつた

る罪の事件の場合には、第一九九條第一項但書の事由をも記載しなければならない。

第二、三項については、特に説明すべきこともない。

(資料の提供)

第一四三條 逮捕状を請求するには、逮捕状発付の要件が存在することを認めるべき資料を提供しなければならぬ。

本條は、逮捕状請求のための資料の提供についての規定であつて、請求の時までに作成された捜査に関する書類又は集取された証拠物を差し出すことが多いであろうが、場合によつては、請求者又は捜査にあつた職員の前頭の陳述であつても足りる場合も考えられる。これ、資料の提供とした所以であり、以下資料の提供と規定されたものは、第一四八條第一項第一、二号の場合の如く、その性質上当然口頭たるものが許されない場合を除いては、皆この趣旨である。尤も、口頭の陳述で令状を発するかどうかは、裁判官の判断にかゝるものであることは勿論である。

(逮捕状の記載要件)

第一四四條 逮捕状には、請求者の官公職氏名をも記載しなければならない。

本條は、その趣旨條文上明らかであつて、現在行われているところを條文化したものである。

(逮捕状の作成)

第一四五條 逮捕状は、逮捕状請求書及びその記載を利用してこれを作ることができる。

逮捕状の請求は、その数も多く、請求書の記載を修正すべき点もないのかゝわらず、裁判官が重ねてこれを令状にそのまま記載するのは、裁判官の負担が過重である現在非能率的であるので、本條は、逮捕状請求書の記載を利用して当該請求書に本件請求にかゝる逮捕を許可する旨を記載して記名押印することにより簡便に逮捕状を作成し得ることとしたものである。尤も、逮捕状請求書が逮捕状記載要件のすべてを備えていなければこれを補充しなければならないことは、多言するまでもないところである。

(数通の逮捕状)

第一四六條 逮捕状は、請求により、数通を発することができる。

本條は、その趣旨條文上明らかである。

(勾留請求書の記載要件・法第二百四條等)

第一四七條 被疑者の勾留の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 被疑者の氏名、年齢、職業及び住居
- 二 罪名、被疑事実の要旨及び被疑者が現行犯人として逮捕された者であるときは、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
- 三 法第六十條第一項各号に定める事由
- 四 檢察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて法に定める時間の制限に従うことができなかつたときは、その事由

2 被疑者の年齢、職業若しくは住居、罪名又は被疑事実の要旨の記載については、これらの事項が逮捕状請求書の記載と同一であるときは、前項の規定にかかわらず、その旨を請求書に記載すれば足りる。

3 第一項の場合には、第四百四十二條第二項及び第三項の規定を準用する。

本條は、被疑者の勾留の請求書の記載要件を定めたものである。第一項第二号に被疑者が現行犯人として逮捕された場合を区別したのは、逮捕が逮捕状によつて行われた場合は逮捕状請求書に罪を犯したことを疑うに足りる相当又は充分な理由の記載があり、次條によつてこれが提供されるからである。第三号は従前の慣行よりも厳格な規定となつたものであるが、人權の保障がより以上強調される新法の下では、当然の要請であつて第七〇條において勾留状に新法第六〇條第一項各号に定める事由の記載を要することとしたことに對應するものである。

第二項は、請求者側の便宜を図つた規定であり、第三項については、特に説明すべきこともない。

(資料の提供・法第二百四條等)

第一四八條 被疑者の勾留を請求するには、次に掲げる資料を提供しなければならない。

一 その逮捕が逮捕状によるときは、逮捕状請求書並びに逮捕の年月日時及び場所、引致の年月日時、送致する手続をした年月日時及び送致を受けた年月日時が記載されそれぞれその記載についての記名押印のある逮捕状

二 その逮捕が現行犯逮捕であるときは、前号に規定する事項を記載した調書その他の書類

三 法に定める勾留の理由が存在することを認めるべき資料

2 檢察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて法に定める時間の制限に従うことができなかつたときは、これを認めるべき資料をも提供しなければならない。

本條は、勾留の請求をするについて提供すべき資料を規定したものである。第一項第一号は、逮捕状には、逮捕から送致に至る経過を明らかにするため、各事項についてそれぞれその行爲をした者の記名押印のある記載がされることを予想している。新法第二一〇條の逮捕状の場合は、逮捕の年月日時及び場所は、これを発した裁判官によつて記載されるのであり、逮捕状の請求が既に引致後であるときは、引致の年月日時についても同様である。第二号の調書その他の書類とは、その名称は司法警察職務規範等によつて規定されるであろうが、大体現在行われている逮捕調書、逮捕顛末書等の如きものを予想しているのである。

第二項は、新法第二〇六條に關する規定である。

(勾留状の記載要件・法第二百七條等)

第一四九條 被疑者に対して發する勾留状には、勾留の請求の年月日をも記載しなければならない。

本條は、新法第二〇八條によれば、起訴前の勾留については勾留の請求をした日が重大な關係を有するので、これを勾留状に明確にした方が適當であるとの考の下に規定されたものである。

(書類の送付)

第一五〇條 裁判官は、被疑者を勾留したときは、速やかにこれに関する書類を檢察官に送付しなければならぬ。

本條は、旧法第二五六條と同趣旨の規定である。なお、第一三九條の説明を参照されたい。

(期間の延長の請求・法第二百八條)

第一五一條 法第二百八條第一項の期間の延長の請求は、書面でこれをしなければならぬ。

2 前項の書面には、やむを得ない事由及び延長を求める期間を記載しなければならぬ。

本條は、その趣旨條文上明らかであり、特に説明すべきこともない。

(資料の提供等・法第二百八條)

第一五二條 前條第一項の請求をするには、勾留状を差し出し、且つやむを得ない事由があることを認めるべき資料を提供しなければならぬ。

本條は、前條の請求をするについての資料の提供等についての規定であつて、勾留状を裁判官に差し出さるるものは、次條所定の手続をするために必要だからである。

(期間の延長の裁判・法第二百八條)

第一五三條 裁判官は、第二百五十一條第一項の請求を理由があるものと認めるときは、勾留状に延長する期間及び理由を記載して記名押印し、且つ裁判所書記をしてこれを檢察官に交付させなければならぬ。

2 前項の延長の裁判は、同項の交付をすることによつてその効力を生ずる。

3 裁判所書記は、勾留状を檢察官に交付する場合には、勾留状に交付の年月日を記載して記名押印しなければならぬ。

4 檢察官は、勾留状の交付を受けたときは、直ちに監獄官吏をしてこれを被疑者に示させなければならぬ。

5 第二百五十一條第一項の請求については、第四百十條及び第四百十一條の規定を準用する。

本條は、新法第二〇八條第一項の裁判の形式、並びにそれが効力を生ずる時期及び方法を規定したものであり、第五三條、第三四條等の特例となるものである。

(謄本交付の請求・法第二百八條)

第一五四條 前條第一項の裁判があつたときは、被疑者は、その裁判の記載のある勾留状の謄本の交付を請求することができる。

本條は、前條第一項の裁判は、裁判書の謄本を送達しないから、勾留状に準じて被疑者にその謄本の交付の請求権を認めたものである。

(差押等の令状請求書の記載要件・法第二百十八條)

第一五五條 差押、搜索又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 差し押えるべき物又は搜索し若しくは検証すべき場所、身体若しくは物
- 二 請求者の官公職氏名
- 三 被疑者又は被告人の氏名（被疑者又は被告人が法人であるときは、その名称）
- 四 罪名及び犯罪事実の要旨
- 五 七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- 六 日出前又は日没後に差押、搜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由
- 2 身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項の外、法第二百十八條第三項に規定する事項を記載しなければならぬ。

3 被疑者又は被告人の氏名又は名称が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

本條は、差押、搜索又は検証の許可の請求書の記載要件を規定したものである。第一項第五号については、第一四二條第一項第四号の説明を参照されたい。同項第六号は、新法第二二二條第三、四項との関係上規定されたものである。

（資料の提供・法第二百十八條等）

第一五六條 前條第一項の請求をするには、被疑者又は被告人が罪を犯したと思料されるべき資料を提供しなければならぬ。

2 郵便物又は電信に関する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するもの

（被疑者若しくは被告人から発し、又は被疑者若しくは被告人に対して発したものを除く。）の差押のための令状を請求するには、その物が被疑事件又は被告事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならぬ。

3 被疑者又は被告人以外の者の身体、物又は住居その他の場所についての搜索のための令状を請求するには、差し押えるべき物の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならぬ。

本條第一項は、当然のことを規定したものであり、第二、三項も又、新法第一〇〇條第二項、第一〇二條第二項、第二二二條第一項との関係上当然のことを規定したものに過ぎない。

（身体検査令状の記載要件・法第二百十九條）

第一五七條 身体検査令状には、正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、過料又は刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならぬ。

本條は、新法第一三七條、第一三八條、第二二二條第一項第七項の規定に基くものであつて、身体検査を受ける者にあらかじめ本條所定の事項を警告しておく趣旨である。

（処罰等の請求・法第二百二十二條）

第一五八條 法第二百二十二條第七項の規定により身体の検査を拒んだ者を過料に処し又これに賠償を命ずべき旨の請求は、請求者の所屬の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にこ

れをしたければならない。

本條は、その趣旨條文上明らかであり、特に説明すべきこともない。

(鑑定処分許可請求書の記載要件・法第二百二十五條)

第一五九條 法第二百二十五條第一項の許可の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 請求者の官公職氏名
 - 二 被疑者又は被告人の氏名(被疑者又は被告人が法人であるときは、その名称)
 - 三 罪名及び犯罪事実の要旨
 - 四 鑑定人の氏名及び職業
 - 五 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
 - 六 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- 2 前項の場合には、第五百五十五條第三項の規定を準用する。

本條は、この趣旨條文上明らかである。第一項第六号については、第一四二條第一項第四号の説明を参照されたい。

(証人尋問請求書の記載要件・法第二百二十六條等)

第一六〇條 法第二百二十六條又は第二百二十七條の証人尋問の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でこれをしなくてはならない。

- 一 証人の氏名、年齢、職業及び住居
 - 二 被疑者又は被告人の氏名(被疑者又は被告人が法人であるときは、その名称)
 - 三 罪名及び犯罪事実の要旨
 - 四 証明すべき事実
 - 五 尋問事項又は証人が証言すべき事項
 - 六 法第二百二十六條又は第二百二十七條に規定する事由
- 2 前項の場合には、第五百五十五條第三項の規定を準用する。

本條は、その趣旨條文上明らかであり、特に説明すべきこともない。

(資料の提供・法第二百二十六條)

第一六一條 法第二百二十六條の証人尋問を請求するには、同條に規定する事由があることを認めらるべき資料を提供しなければならない。

新法第二百二十七條の場合の疎明は、同條第二項に規定があるので、本條は、新法第二百二十六條の場合の請求について資料の提供を規定したものである。

(証人尋問の立会・法第二百二十八條)

第一六二條 法第二百二十六條又は第二百二十七條の証人尋問の請求を受けた裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人をその尋問に立ち会わせることができる。

本條は、新法第二二八條第二項に対応する規定であり、新法第二二六條及び第二二七條の証人尋問の場合には、被告人、被疑者又は弁護人に立会権がないので、これらの者に立会権があることを前提とした規則第一〇八條、第一二六條等の準用がないことを明らかにしたものである。

(書類の送付・法第二百二十六條等)

第一六三條 裁判官は、法第二百二十六條又は第二百二十七條の請求により証人を尋問したときは、速やかにこれに関する書類を檢察官に送付しなければならない。

本條は、旧法第二五六條と同趣旨の規定である。

第二章 公 訴

(起訴狀の記載要件・法第二百五十六條)

第一六四條 起訴狀には、法第二百五十六條に規定する事項の外、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 被告人の年齢、職業、住居及び本籍。但し、被告人が法人であるときは、事務所並びに代表者又は管理人の氏名及び住居

二 被告人が逮捕又は勾留されているときは、その旨

2 前項第一号に掲げる事項が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

新法第二五六條第六項は起訴狀に裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物の添附を禁じたものではあるが、裁判所が起訴狀の謄本の送達をし、被告人を召喚する等起訴狀受領後の手続を進めて行くために必要な事項は起訴狀に記載されている必要がある。又これは何ら新法第二五六條第六項の趣旨に反するものではない。これ、本條が規定された所以である。なお、第一項第二号は逮捕狀及び勾留狀が裁判所ではなく裁判官に差し出される関係上(第一六七條)、かくの如く規定しておく必要があるのである。

(起訴狀の謄本等の差出・法第二百七十一條等)

第一六五條 檢察官は、公訴の提起と同時に被告人の數に應ずる起訴狀の謄本を裁判所に差し出さなければならぬ。但し、やむを得ない事情があるときは、公訴の提起後、速やかにこれを差し出さなければならぬ。

2 檢察官は、公訴の提起と同時に、檢察官又は司法警察員に差し出された弁護人選任書を裁判所に差し出さなければならぬ。同時に差し出すことができないときは、起訴狀にその旨を記載し、且つ公訴の提起後、速やかにこれを差し出さなければならぬ。

本條第一項は、送達すべき起訴狀の謄本は裁判所が作成せず檢察官側においてこれを作成して提出することを規定したものである。

起訴前の弁護人の選任は檢察官又は司法警察員に選任書の提出がある場合には第一審においてもその効力を有するから(第一七條参照)、裁判所は手続を進める上において直ちにこれを知る必要がある。これ、第二項が設けられた理由である。

(証明資料の差出・法第二百五十五條)

第一六六條 公訴を提起するについて、犯人が國外にいたこと又は犯人が逃げ隠れていたため有効に起訴状の謄本の送達ができなかつたことを証明する必要があるときは、檢察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に差し出さなければならぬ。但し、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を差し出してはならない。

本條は、新法第二五五條第二項に基いて規定されたものであり、その趣旨は、同條第一項により時効の進行が停止された場合に、この停止がなければ時効が完成しているべき事件について公訴を提起した檢察官は速やかに時効が停止されていたことを証明すべき資料を裁判所に差し出さなければならぬことを規定したものである。但書は、新法第二五六條第六項の關係上特に注意的に規定したのである。

(逮捕状、勾留状の差出・法第二百八十條)

第一六七條 檢察官は、逮捕又は勾留されている被告人について公訴を提起したときは、速やかにその裁判所の裁判官に逮捕状又は逮捕状及び勾留状を差し出さなければならぬ。

2 裁判官は、第百八十七條の規定により他の裁判所の裁判官が勾留に関する処分をすべき場合に

は、直ちに前項の逮捕状及び勾留状をその裁判官に送付しなければならない。

3 裁判官は、第一回の公判期日が開かれたときは、速やかに逮捕状、勾留状及び勾留に関する処分の書類を裁判所に送付しなければならない。

第一八七條は、起訴後第一回の公判期日までの勾留に関する処分をすべき裁判官(新法第二八〇條参照)を規定しているが、この勾留に関する処分をすべき裁判官にとつては、その処分をするについて少くとも逮捕状及び勾留状はこれを必要とする。一方、公判裁判所は、被告人が逮捕又は勾留されているかどうかは、これを知る必要があるが(第一六四條第一項参照)、自ら勾留に関する処分をなすべき権限を有するに至るまでは逮捕状及び勾留状は必ずしもこれを必要としない。これ、本條の如き規定が設けられた理由である。

なお、第一、二項において逮捕状の差出又は送付を要求しているが、現行犯逮捕に始まつた場合は、逮捕状がないのであるから、この場合には、その差出又は送付はこれを必要としないこと勿論である。又、第三項中「勾留に関する処分の書類」とは起訴後第一回の公判期日までに保釈、勾留の取消等の処分をした場合における裁判書等これらの処分に関する書類をいうのである。

(公訴取消の方式・法第二百五十七條)

第一六八條 公訴の取消は、理由を記載した書面でこれをしなければならない。

本條は、旧法第二九二條第二項と同趣旨の規定である。

(審判請求書の記載要件・法第二百六十二條)

第一六九條 法第二百六十二條の請求書には、裁判所の審判に付せられるべき事件の犯罪事実及び証拠を記載しなければならない。

本條から第一七五條までは新法第二六二條以下に新しく規定されたいわゆる公訴の特例の制度に関する規定であり、本條は、その請求書の記載要件を規定したものである。

(請求の取下の方式・法第二百六十三條)

第一七〇條 法第二百六十二條の請求の取下は、書面でこれをしなければならない。

本條は、その趣旨條文上明らかである。

(書類等の送付)

第一七一條 檢察官は、法第二百六十二條の請求を理由がないものと認めるときは、請求書を受け取つた日から七日以内に意見書を添えて書類及び証拠物とともにこれを同條に規定する裁判所に送付しなければならない。意見書には、公訴を提起しない理由を記載しなければならない。

檢察官は、新法第二六二條第一項の請求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起しなければならない(新法第二六四條参照)が、理由がないものと認めるときは、本條所定の手続をすることになるのである。

(請求等の通知)

第一七二條 前條の送付があつたときは、裁判所書記は、速やかに法第二百六十二條の請求があつた旨を被疑者に通知しなければならない。

2 法第二百六十二條の請求の取下があつたときは、裁判所書記は、速やかにこれを檢察官及び被疑者に通知しなければならない。

本條は、その趣旨條文上明らかである。

(被疑者の取調・法第二百六十五條)

第一七三條 法第二百六十二條の請求を受けた裁判所は、被疑者の取調をするときは、裁判所書記を立ち会わせなければならない。

2 前項の場合には、調書を作り、裁判長が、裁判所書記とともに署名押印しなければならない。

3 前項の調書については、第三十八條第二項第三号前段、第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。

本條は、被疑者の取調に関する規定であつて、特に説明すべきこともない。

(審判に付する決定・法第二百六十六條)

第一七四條 法第二百六十六條第二号の決定をするには、裁判書に記訴狀に記載すべき事項を記載しなければならない。

2 前項の決定の謄本は、檢察官及び被疑者にもこれを送達しなければならない。

事件を管轄地方裁判所の審判に付する決定をする場合の規定であつて、この決定があると公訴の提起があつたものとみなされ(新法第二六七條)、通常の手続に従つて審判されるわけであるから、この裁判書に新法第二

五六條及び規則第一六四條等に規定する事項の記載を必要とすること当然である。これ、本條第一項を設けた理由である。

第二項は、右の裁判書の謄本は、檢察官には利害關係人として、又被疑者には起訴狀の謄本の送達を受ける代りに何れもこれを送達すべきものとする趣旨である。請求者は、裁判告知のためその送達を受くべきことは当然である。

(審判に付する決定後の処分・法第二百六十七條)

第一七五條 裁判所は、法第二百六十六條第二号の決定をした場合には、速やかに次に掲げる処分をしなければならない。

一 事件をその裁判所の審判に付したときは、裁判書を除いて、書類及び証拠物を事件について公訴の維持にあたる弁護士に送付する。

二 事件を他の裁判所の審判に付したときは、裁判書をその裁判所に、書類及び証拠物を事件について公訴の維持にあたる弁護士に送付する。

本條は、事件を管轄地方裁判所の審判に付した場合の規定であつて、新法第二五六條第六項の趣旨に則り、決定書と書類及び証拠物との分離を図り、決定書は起訴狀に代るべきものであるからこれを裁判所に、書類及び証拠物は公訴維持の必要上これをその任にあたる弁護士にそれぞれ利用させようとしたものである。

第三章 公 判

第一節 公判準備及び公判手続

(起訴狀の謄本の送達等・法第二百一十一條)

第一七六條 裁判所は、起訴狀の謄本を受け取つたときは、直ちにこれを被告人に送達しなければならない。

2 裁判所は、起訴狀の謄本の送達ができなかつたときは、直ちにその旨を檢察官に通知しなければならない。公訴の提起があつた日から二箇月以内に起訴狀の謄本が送達されなかつたため公訴の提起が効力を失つたときも、同様である。

本條第一項は、新法第二七一條第一項の要請に従うために設けられた規定である。

第二項は、起訴狀の謄本の送達ができなかつたとき、又はそのために公訴の提起が効力を失つたときは、公訴維持の責任を有する檢察官としては、送達を可能ならしめるため又は再起訴をするため等の意味において被告人の住居を捜査する必要があるであろうことを考慮して設けられたものである。

(弁護士選任に関する通知・法第二百七十二條等)

第一七七條 裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく、被告人に対し、弁護士を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護士を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨の外、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる

事件については、弁護人がなければ開廷することができない旨をも知らせなければならぬ。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

本條前段に規定した事項は、新法第二七二條により被告人にこれを知らせなければならぬことは勿論であるが、本條は、更に以上の事項の外、いわゆる強制弁護事件については弁護人がなければ開廷することができないのであるから、被告人側においてその選任が可能であるならば、なるべく自ら弁護人を選任させようとの趣旨において規定されたものである。

(弁護人のない事件の処置・法第二百八十九條)

第一七八條 裁判所は、公訴の提起があつた場合において被告人に弁護人がないときは、遅滞なく、被告人に対し、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件については、弁護人を選任するかどうかを、その他の事件については、法第三十六條の規定による弁護人の選任を請求するかどうかを確めなければならない。

本條は、新法第二七二條及び前條の規定によつてこれらの規定に定められた事項を被告人に知らせるに止まらず、進んで審判を迅速ならしめようとの趣旨において設けられたのである。その確める方法は、別に規定されていないから、直接被告人について又は監獄の長を通ずる等適宜の方法によつて差支ないこと勿論である。

(第一回の公判期日・法第二百七十五條)

第一七九條 被告人に対する第一回の公判期日の召喚状の送達は、起訴状の謄本を送達する前には、

これを行うことができない。

2 第一回の公判期日と被告人に対する召喚状の送達との間には、少くとも五日の猶予期間を置かなければならない。但し、簡易裁判所においては、三日の猶予期間を置けば足りる。

3 被告人に異議がないときは、前項の猶予期間を置かないことができる。

本條第一項は、被告人に防禦の準備のための余裕を充分に與えようとの趣旨において設けられたものであつて、前にはすることができないとは、場合によつては第一回の公判期日の召喚状の送達と起訴状の謄本の送達とが同時であつてもよい趣旨である。

第二、三項は、旧法第三二一條と同趣旨の規定であり、唯、地方裁判所及び高等裁判所については旧法の三日の猶予期間を延長して五日とした点が異なるのであるが、これは、新法においては當事者訴訟主義の色彩が強くなつていたので、被告人の防禦の準備の期間を長からしめようとしたものである。

(期日変更についての意見の聴取・法第二百七十六條)

第一八〇條 公判期日を変更するについては、あらかじめ、職権でこれをする場合には、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を、請求によりこれをする場合には、相手方又はその弁護人の意見を聴かなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

本條は、新法第二七六條第二項に基く規定で、その趣旨は條文上明らかである。

(期日変更請求の却下決定の送達・法第二百七十六條)

第一八一條 公判期日の変更に関する請求を却下する決定は、これを送達することを要しない。

本條は、旧法第三二二條第二項と同趣旨の規定である。唯、新法においては、公判期日の変更に関する裁判は裁判所の決定ですることとなつた（新法第二七六條第一項）ので、その点が旧法と異なるに過ぎない。

（期日変更に対する不服申立・法第二百七十七條）

第一八二條 裁判所がその権限を濫用して公判期日を変更したときは、訴訟關係人は、書面で、裁判所法第八十條の規定により当該裁判官に対して監督権を行う裁判所に不服の申立をすることができ

る。

本條は、新法第二七七條に基く規定があつて、その趣旨は、條文上明らかである。

（不出頭の場合の資料・法第二百七十八條）

第一八三條 被告人は、公判期日に召喚を受けた場合において精神又は身体の疾病その他の事由により出頭することができないと思料するときは、直ちにその事由を記載した書面及びその事由を明らかにすべき医師の診断書その他の資料を裁判所に差し出さなければならぬ。

2 前項の規定により医師の診断書を差し出すべき場合において被告人が貧困のためこれを得ることができないときは、裁判所は、医師に被告人に対する診断書の作成を囑託することができる。

3 前二項の診断書には、病名及び病状の外、その精神又は身体の病状において、公判期日に出頭することができかどうか、自ら又は弁護士と協力して適当に防禦権を行使することができるかどうか

か及び出頭し又は審理を受けることにより生命又は健康状態に著しい危険を招くかどうかの点に関する医師の具體的な意見が記載されていなければならぬ。

（診断書の不受理等・法第二百七十八條）

第一八四條 裁判所は、前條の規定による医師の診断書が同條に定める方式に違反しているときは、これを受理してはならない。

2 裁判所は、前條の診断書が同條に定める方式に違反していない場合においても、その内容が疑わしいと認めるときは、診断書を作成した医師を召喚して医師としての適格性及び診断書の内容に關しこれを証人として尋問し、又は他の適格性のある公平な医師に對し被告人の病状についての鑑定を命ずる等適当な措置を講じなければならぬ。

（不当な診断書・法第二百七十八條）

第一八五條 裁判所は、医師が第八十三條の規定による診断書を作成するについて、故意に、虚偽の記載をし、同條に定める方式に違反し、又は内容を不明瞭なものとしその他相当でない行為があつたものと認めるときは、厚生大臣若しくは医師を以て組織する團體がその医師に對して適当と認めめる処置をとることができるようにするためにその旨をこれらの者に通知し、又は法令によつて認められている他の適当な処置をとることができる。

(準用規定)

第一八六條 公判期日に召喚を受けた証人その他の者については、前三條の規定を準用する。

從來、公判期日に召喚を受けた被告人又は証人等が病氣その他の事由を理由として公判期日の変更を申し立てた場合には、簡単な診断書等を提出する程度で、裁判所もまた果して眞に出頭の上審理を受け得ない程度の事由ありや否やを深く調査をせず公判期日を変更し、ために迅速な裁判の要請にもとる事例もないでもなかつたので、今後かくの如き弊害を避けるために、新法第二七八條の規定に基いて以上四箇條の規定を設けたのであるが、これら條文に規定したところは、大体において既に昭和二三年一月一〇日附高等裁判所長官及び地方裁判所長官を以て通達（最高裁判所刑事第九八六六号）したところを明文化したものに過ぎない。

第一八五條中「医師を以て組織する団体」とは、社団法人日本医師會の如きをいう。

(勾留に関する処分をすべき裁判官・法第二百八十條)

第一八七條 公訴の提起があつた後第一回の公判期日までの勾留に関する処分は、公訴の提起を受けた裁判所の裁判官がこれをしなければならぬ。但し、事件の審判に關與すべき裁判官は、その処分をすることができない。

2 前項の規定によるときは、同項の処分をすることができない場合には、同項の裁判官は、同一の地に在る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にその処分を請求しなければならぬ。但し、急速を要する場合又は同一の地にその処分を請求すべき他の裁判所の裁判官がない場合には、同項但書の

規定にかかわらず、自らその処分をすることを妨げない。

3 前項の請求を受けた裁判官は、第一項の処分をしなければならぬ。

4 裁判官は、第一項の処分をするについては、檢察官、被告人又は弁護人の出頭を命じてその陳述を聴くことができる。必要があるときは、これらの者に対し、書類その他の物の提出を命ずることができ。但し、事件の審判に關與すべき裁判官は、事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物の提出を命ずることができない。

5 地方裁判所又は家庭裁判所の支部は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを当該裁判所と別個の地方裁判所又は家庭裁判所とみなす。

新法第二八〇條第一項によれば、公訴の提起があつた後第一回の公判期日までの勾留に関する処分は公判裁判所がするのではなく裁判官がこれを行うということになつてゐる。これは、新法がいわゆる起訴狀一本主義を採用した結果、公判裁判所に事件につき予断を生ぜしめるようなことは能う限りこれを避けようとする立法の趣旨と思われる。従つて、右にいう裁判官とは事実上公判裁判所を構成する裁判官とは別個の裁判官であることが望ましい。これ、第一項を設けた理由である。

然しながら、法自身が裁判官の数の不足等の事情を考慮したためか勾留に関する処分を行つた裁判官は、必ず公判裁判所の職務の執行から除斥されることにはしていないこと及び現実の裁判官の配置状態では右の理想を貫徹することは事実上不可能であることを考慮して、第二項を設けたのである。「急速を要する場合」とは

被告人の急病により勾留の執行停止をする必要があるような場合等をいうのである。

以上第一、二項を規定するについて、裁判官の数が一人に過ぎないような裁判所においては勾留に関する処分はその裁判所の裁判官が行い、事件の審判それ自体は他の裁判所又は他の裁判所の裁判官をしてこれを取り扱わしめること（裁判所法第三六條、第三八條等参照）も考慮されたのであるが、たださえ裁判官の負担過重による事務滞滯の傾向にある現在においてかゝる方法をとることは、到底これを容認し得ないので、同一の地にある他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に勾留に関する処分を煩わすという点を除いては、この方法は採用されなかつたのである。

第三項は、当然のことを規定した注意的の規定である。

第四項は、但書に重点のある規定であり、第二項において同項但書所定の場合には、事件の審判に關與すべき裁判官もまた勾留に関する処分をすることを妨げないものとはしたが、この場合においても、新法第二五六條第六項の趣意に鑑み、その裁判官が事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を取り調べることはこれを避くべきである。これ、但書を置いた理由に他ならない。

第五項は、支部は獨立の裁判所ではないから、本項を設けないと、第一項の適用についてこれを例示すれば、一人の裁判官を配置してある地方裁判所の支部に起訴された事件においては、その裁判官は第一項但書の適用を受けるので本廳又は他の支部の裁判官が勾留に関する処分をすべく第二項の適用を受け得ないこととなり、又第二項の適用についてこれを例示すれば、地方裁判所の支部に起訴された事件においてはその処分を請求すべき相手方は本廳所在地の簡易裁判所の裁判官とならざるを得ないこととなるので、かくの如き不都合を避けるために設けられたものである。

（証拠調の請求の時期・法第二百九十八條）

第一八八條 証拠調の請求は、公判期日前にも、これを行うことができる。但し、第一回の公判期日前は、この限りでない。

本條は、但書に重点のある規定であり、審理促進の上からいつて公判期日前に証拠調の請求を認めるべきことは当然ではあるが、新法第二五六條第六項、第二八〇條第一項等の趣意からすれば、第一回の公判期日前には事件につき予断を生ぜしめる虞のあるような公判準備を行うことは許されないものと解すべきである。これ、本條を設けた理由である。

（証拠調の請求の方式・法第二百九十八條）

第一八九條 証拠調の請求は、証明すべき事実を表示してこれをしなければならぬ。

2 前項の規定に違反してされた証拠調の請求は、これを却下することができる。

當事者訴訟主義を強化し起訴狀一本主義をとつた新法下においては、証拠調の請求の許否を決定するについて本條第一項の如く規定する必要がある。これ、同項の規定を設けた理由である。なお、本項は、民事訴訟法第二五八條第一項とその文言を同じくするものである。

第二項は、第一項の如き規定を置いた以上その規定に違反してされた証拠調の請求はこれを却下できることは当然ではあるが、注意的に規定したものである。

(証拠決定・法第二百九十八條等)

- 1 第一九〇條 証拠調又は証拠調の請求の却下は、決定でこれをしなければならぬ。
- 2 前項の決定をするについては、証拠調の請求に基く場合には、相手方又はその弁護人の意見を、職権による場合には、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬ。
- 3 被告人が出頭しないでも証拠調を行うことができる公判期日に被告人及び弁護人か出頭していないときは、前項の規定にかかわらず、これらの者の意見を聴かないで、第一項の決定をすることができる。

旧法においては、証拠調の請求の却下は格別(旧法第三二四條第四項、第三四四條第一項)証拠調については必ずしも決定を要しない場合があつたが、当事者訴訟主義を強化した新法下においては、証拠調についてもすべて決定の形式を用いるのが適当であり、又証拠調に関する決定をするについては、訴訟関係人の意見を聴くのを相当とする。これ、第一、二項を設けた所以である。なお、第二項前段は、第三三條第一項但書にいわゆる特別の定となるものである。

第三項は、被告人が出頭しないでも証拠調を行い得る公判期日において証拠決定をする場合にも、なお前項の適用を受けさせるのは適当でないので、本項の如く規定されたものである。公判期日外において、証拠決定をする場合には、本項の関知するところでないことは文理上明らかである。

(証拠決定の送達)

第一九一條 証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人を尋問する旨の決定は、公判期日前にこれをする場合においても、これを送達することを要しない。

2 前項の場合には、直ちにその氏名を訴訟関係人に通知しなければならない。

本條は、裁判所が公判期日前に証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人を尋問する旨の決定をする場合にも、その証人等の氏名を訴訟関係人に通知すれば足り、必ずしも第三四條による厳格な送達の方法によつてその決定の告知をすることを要しないという趣旨であつて、手続の簡潔を図らんとするものであり、旧法第三二四條第二項にならつた規定である。

(証拠決定についての提示命令)

第一九二條 証拠調の決定をするについて必要があると認めるとは、訴訟関係人に証拠書類又は証拠物の提示を命ずることができる。

証拠調の決定をするについては、当該証拠書類又は証拠物の証拠能力を判断する必要がある、このためには当該証拠書類又は証拠物を一瞥する必要がある場合がある。例えば、供述を録取した書類の取調の請求において、これに供述者の署名又は押印の有無が争となつたような場合がこれである。本條は、かか場合の必要に備えて規定されたものである。因より、証拠決定前に、提示を命じて証拠調の実体までを完了してしまふが如きことは、本條の予期しないところである。

(証拠調の請求の順序・法第二百九十八條)

第一九三條 檢察官は、まず、事件の審判に必要なと認めるすべての証拠の取調を請求しなければならぬ。

2 被告人又は弁護人は、前項の請求が終つた後、事件の審判に必要なと認める証拠の取調を請求することができる。

新法においては、証拠調は当事者訴訟主義の要請から、当事者の請求によるのが原則となつたのであるが（新法第二七九條、第二九八條参照）、本條は、この証拠調の請求の順序を定めたものである。

第一項と新法第三〇一條との関係については、前者が後者を変更したものと見るのは当たらない。蓋し、新法第三〇一條は、他の証拠の取調に先立ち、まず自白の取調を行つてはならない趣旨の規定と解するのを相当とすべきであるからである。第二項の「前項の請求が終つた後」とは、必ずしも終つた直後のみ意味するものでなく、要するに第二項は、事件につき立証をなすべき立場にある檢察官の証拠調の請求がまず先に行われるべきことを強調した規定である。

（証拠調の範囲等を定める手続・法第二百九十七條）

第一九四條 裁判所は、必要と認めるときは、公判期日前、檢察官及び被告人若しくは弁護人に出頭を命じ、又は書面を差し出させて、証拠調の範囲、順序及び方法を定めることができる。但し、第一回の公判期日前は、この限りでない。

2 前項の手続は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

3 檢察官及び被告人又は弁護人に出頭を命じて前二項の手続をするときは、裁判所書記を立ち会わせなければならない。

4 前項の手続については、調書を作り、裁判長又は受命裁判官が、裁判所書記とともに署名押印しなければならない。

本條は、新法第二九七條の規定する証拠調の範囲・順序及び方法を定める手続を具體的に規定したのであるが、同時に第一八八條但書と同様に、この手続は第一回の公判期日前にはこれをなし得ないことを定めたものである。

（計算その他繁雜な事項の取調）

第一九五條 裁判所は、計算その他繁雜な事項について公判廷で取り調べることを不便とするときは、合議体の構成員にその取調をさせることができる。但し、第一回の公判期日前は、この限りでない。

2 前項の場合には、受命裁判官は、被告人に出頭を命ずることができる。

3 檢察官及び弁護人は、第一項の取調に立ち会うことができる。

4 第一項の取調をすべき日時及び場所は、あらかじめ、これを檢察官及び弁護人に通知しなければならない。

5 第一項の取調については、前條第三項及び第四項の規定を準用する。

本條は、旧法第三五一條と略々同趣旨の規定であるが、受命裁判官がこの取調をするについての権限を制限した点が異なる。即ち、旧法においては、受命裁判官は右の取調について予審判事ひいては裁判所と同一の権限を有していたのであるが、本條では、新法における公判中心主義の立場からその権限をしかく強いものとはしなかつたのである。

(人定質問)

第一九六條 裁判長は、檢察官の起訴状の朗読に先だち、被告人に対し、その人違でないことを確かめるに足りる事項を問わなければならない。

本條は、旧法第三四五條第一項前段と同趣旨の規定である。

(被告人の権利保護のための告知事項・法第二百九十一條)

第一九七條 裁判長は、起訴状の朗読が終つた後、被告人に対し、終始沈黙し又個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨の外、陳述をすることもできる旨及び陳述をすれば自己に不利益な証拠ともなり又利益な証拠ともなるべき旨を告げなければならない。

2 裁判長は、必要と認めるときは、被告人に対し、前項に規定する事項の外、被告人が充分に理解していないと思料される被告人保護のための権利を説明しなければならない。

本條は、新法第二九一條の規定に基く規定である。

(弁護人等の陳述)

第一九八條 裁判所は、檢察官が証拠調のはじめに証拠により証明すべき事実を明らかにした後、被告人又は弁護人にも、証拠により証明すべき事実を明らかにすることを許すことができる。

2 前項の場合には、被告人又は弁護人は、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調を請求する意思のない資料に基いて、裁判所に事件について偏見又は予断を生ぜしめる虞のある事項を述べることができない。

本條は、新法第二九六條の規定するいわゆる檢察官の冒頭陳述に対して、当事者訴訟主義の見地から被告人又は弁護人にも同様の陳述を許すことができる旨を規定したものである。

(証拠調の順序)

第一九九條 証拠調については、まず、檢察官が取調を請求した証拠で事件の審判に必要と認めらるべきものを取り調べ、これが終つた後、被告人又は弁護人が取調を請求した証拠で事件の審判に必要と認めるものを取り調べるものとする。但し、相当と認めるときは、隨時必要とする証拠を取り調べるができる。

2 前項の証拠調が終つた後においても、必要があるときは、更に証拠を取り調べることを妨げない。

本條は、証拠調の順序に關しての原則を規定したものであるが、裁判所の裁量権は留保されているので、その運用宜しきを得ることが肝要であらう。

(陪席裁判官の尋問・法第三百四條)

第二〇〇條 陪席の裁判官は、証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人を尋問するには、あらかじめ、その旨を裁判長に告げなければならない。

本條は、裁判長の訴訟指揮権を明確にする意味において設けられた規定である。

(裁判長の尋問・法第三百四條)

第二〇一條 裁判長は、必要と認めるときは、何時でも訴訟関係人の証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人に対する尋問を中止させ、自らその事項について尋問することができる。

2 前項の規定は、訴訟関係人が法第二百九十五條の制限の下において証人その他前項に規定する者を十分に尋問することができる権利を否定するものと解釈してはならない。

本條は、前條と同様、裁判長の訴訟指揮権を明確にする意味において設けられた規定である。

本條が最も効用を發揮するのは、当事者が、当事者尋問の形がとられていないのに、事実上この形に移行させるために、殊更に尋問事項書の記載を不十分ならしめ、裁判所側の尋問権を奪わんとするが如き場合である。

(傍聽人の退廷)

第二〇二條 裁判長は、被告人、証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人が特定の傍聽人の面前で十分な供述をすることができなと思料するときは、その供述をする間、その傍聽人を退廷させることができる。

本條は、旧法第三三九條第一項に相当する規定であるが、被告人の退廷に関する部分が削除されている点が異なる。これは、憲法第三七條第二項を考慮したがために他ならない。

(訴訟関係人の尋問の機会・法第三百四條)

第二〇三條 裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人の尋問をする場合には、訴訟関係人に對し、これらの者を尋問する機会を與えなければならない。

新法第三〇四條によれば、同條第三項により当事者尋問の形をとつた場合と否とを問わず、訴訟関係人は証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人を尋問することができるので、本條は、この権利の行使をして充分ならしめようとの趣旨において規定されたものである。

(証拠の証明力を争う機会・法第三百八條)

第二〇四條 裁判長は、裁判所が適当と認める機会に檢察官及び被告人又は弁護人に対し、反証の取調の請求その他の方法により証拠の証明力を争うことができる旨を告げなければならない。

本條は、新法第三〇八條の趣旨を敷衍するための規定である。

(証拠調に関する異議申立・法第三百九條)

第二〇五條 証拠調に関する異議の申立をするには、簡潔にその理由を示さなければならぬ。

(異議申立の時期、排除決定・法第三百九條)

第二〇六條 証拠調に関する異議の申立は、個々の行爲ごとに、遅くともその行爲が終つた後直ちにこれをしなければならぬ。但し、異議の申立が取り調べた証拠が証拠とすることができないものであることを理由とするものは、弁論の終結まで、これをすることができない。

2 前項但書の異議の申立を理由があるものと認めるときは、その証拠の全部又は一部を排除する決定をしなければならない。

両條は、新法第三〇九條の証拠調に関する異議の申立に関する規定であり、その趣旨は、條文上明らかである。唯、第二〇六條第一項中「取り調べた証拠が証拠とすることができないものである」とは、証拠能力がないものであるとの趣旨に他ならない。

(職権による排除決定)

第二〇七條 裁判所は、取り調べた証拠が証拠とすることができないものであることが判明したときは、職権でその証拠の全部又は一部を排除する決定をすることができる。

証拠能力のない証拠について証拠調をした場合に、それを放置しておくことと当事者がそれに対して反証を提出したり無益な弁論をすることになり、訴訟の促進を妨げることとなる。本條は、かかることを避けようとの趣旨に出ずる規定である。なお、本條は義務的の規定でなく、裁量的に規定されているので、要は運用が肝要である。

(釈明等)

第二〇八條 裁判長は、必要と認めるときは、訴訟関係人に対し、釈明を求め、又は立証を促すことができる。

2 陪席の裁判官は、裁判長に告げて、前項に規定する処置をすることができる。

3 訴訟関係人は、裁判長に対し、釈明のための発問を求めることができる。

本條は、刑事訴訟手続が當事者訴訟主義の色彩が強くなつたことに應じて、民事訴訟法第一二七條にならつて新に規定されたものである。

(訴因、罰條の追加、撤回、変更・法第三百十二條)

第二〇九條 訴因又は罰條の追加、撤回又は変更は、書面を差し出してこれをしなければならない。

2 前項の書面には、被告人の數に應ずる謄本を添附しなければならない。

3 裁判所は、前項の謄本を受け取つたときは、直ちにこれを被告人に送達しなければならない。

4 檢察官は、前項の送達があつた後、遅滞なく公判期日において第一項の書面を朗読しなければならない。

5 裁判所は、第一項の規定にかかわらず、被告人が在廷する公判廷においては、口頭による訴因又は罰條の追加、撤回又は変更を許すことができる。

本條は、新法第三一二條の訴因又は罰條の追加、撤回又は変更に関する規定であり、原則として書面であつてこれをなす、その謄本を被告人に送達せしめることとしたのは、起訴に準ずる重要な行爲であるからに他ならぬ。但し、事柄が極めて簡單且つ輕微なような場合には、審判の迅速を図る意味において口頭によることを認めるのを相当とする。これ、第五項を設けた理由である。

(弁論の分離・法第三百十三條)

第二一〇條 裁判所は、被告人の防禦が互に相反する等の事由があつて被告人の権利を保護するため必要があると認めるときは、檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定を以て、弁論を分離しなければならない。

本條は、新法第三一三條第二項に基く規定である。

(最終陳述・法第二百九十三條)

第二一一條 被告人又は弁護人には、最終に陳述する機会を與えなければならない。

本條は、旧法第三四九條第三項と同趣旨の規定である。新法下においては、米法におけるが如く、檢察官側に最終陳述権を與うべしとの意見もあつたが、新法と米法とはすべての点において必ずしも同一ではないので、現在の段階においては、本條の如く規定するのを相当と認められたのである。

(弁論時間の制限)

第二一二條 裁判長は、必要と認めるときは、檢察官、被告人又は弁護人の本質的な権利を害しない

限り、これらの者が証拠調の後にする意見を陳述する時間を制限することができる。

本條は、裁判の迅速を所期して規定されたものである。

(公判手続の更新)

第二一三條 開廷後被告人の心神喪失により公判手続を停止した場合には、公判手続を更新しなければならない。

2 開廷後長期間にわたり開廷しなかつた場合において必要があると認めるときは、公判手続を更新することができる。

本條第一項は、旧法第三五三條前段と同趣旨の規定である。

第二項は、旧法同條後段の規定が余りにも形式的に過ぎたのを改めたものである。

(弁論の再開請求の却下決定の送達)

第二一四條 終結した弁論の再開の請求を却下する決定は、これを送達することを要しない。

新法第三一三條は、新たに弁論再開の請求を正式に規定したので、この請求があれば何らかの決定をする必要があるから、第一八一條と同様の趣旨において、本條を設けたのである。

(公判廷の写真撮影等の制限)

第二一五條 公判廷における写真の撮影、録音又は放送は、裁判所の許可を得なければ、これを行うことができない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

法廷の秩序維持の必要上新たに設けた規定である。但書の特別の定とは、第四七條の規定を意味する。

(判決宣告期日の告知・法第二百八十四條等)

第二一六條 長期三年以下の懲役若しくは禁錮にあたる事件、五千円を超える罰金にあたる事件、拘留にあたる事件又は五千円以下の罰金若しくは科料にあたる事件について判決の宣告のみをすべき公判期日の召喚状には、その公判期日に判決を宣告する旨をも記載しなければならない。

2 前項の事件について、同項の公判期日を監獄官吏に通知して召喚する場合には、その公判期日に判決の宣告をする旨をも通知しなければならない。この場合には、監獄官吏は、被告人に対し、その旨をも通知しなければならない。

本條所定の事件は、被告人不出頭のまま弁論を終結することがあり得るので（新法第二八四條、第二八五條参照）、かかる事件については、本條所定の手続をとることにより被告人に対し判決言渡の期日を明確に了知せしめるのを相当とする。これ、本條を設けた理由である。

(破棄後の手続)

第二一七條 事件が上訴裁判所から差し戻され、又は移送された場合には、次の例による。

- 一 第一回の公判期日までの勾留に関する処分は、裁判所がこれを行う。
- 二 第百八十八條但書、第百九十四條第一項但書及び第百九十五條第一項但書の規定は、これを適用しない。

三 証拠保全の請求又は法第二百二十六條若しくは第二百二十七條の証人尋問の請求は、これをすることができない。

事件が上訴審から差し戻され又は移送された場合における再度の第一審の審理手続については法は何らの規定を置かず、これを規則の定めるところに譲る趣旨と考えられるので、本條が設けられたのである。本條の趣旨としては條文上明らかであり、特に説明すべきこともない。

第二節 公判の裁判

(判決書への引用)

第二一八條 地方裁判所又は簡易裁判所においては、判決書には、起訴状に記載された公訴事実又は訴因若しくは罰條を追加若しくは変更する書面に記載された事実を引用することができる。

本條は、裁判官の判決書作成上の労力を軽減するために新たに設けた規定である。なお、本條は、判決書と事実を引用した起訴状等との間に契印を施すべきことを要求しているものでないことは勿論である。

(調書判決)

第二一九條 地方裁判所又は簡易裁判所においては、上訴の申立がなく、且つ判決宣告の日から十四日以内に判決書の謄本の請求がない場合には、裁判所書記に判決主文並びに罪となるべき事実の要旨及び適用した罰條を判決の宣告をした公判期日の調書の末尾に記載させ、これを以て判決書に代えることができる。

2 前項の記載については、判決をした裁判官が、裁判所書記とともに署名押印しなければならない。

3 前項の場合には、第四十六第三項及び第四項並びに第五十五條後段の規定を準用する。

本條は、いわゆる調書判決の制度を地方裁判所にも適用せしめんとする趣旨の下に規定されたものである。

第二項中「判決をした裁判官」とは、第五五條の「裁判をした裁判官」の意味と同じく、判決に關與した全裁判官の謂である。

(上訴期間等の告知)

第二二〇條 有罪の判決の宣告をする場合には、被告人に対し、上訴期間及び上訴申立書を差し出すべき裁判所を告知しなければならない。

本條は、旧法第三六九條と同趣旨の規定である。

(判決宣告後の訓戒)

第二二一條 裁判長は、判決の宣告をした後、被告人に対し、その將來について適當な訓戒をすることかできる。

本條は、旧法第三七〇條と同趣旨である。

(判決の通知・法第二百八十四條)

第二二二條 五千円以下の罰金又は科料にあたる事件について被告人の不出頭のまま判決の宣告をし

た場合には、直ちにその旨及び判決主文を被告人に通知しなければならない。但し、代理人又は弁護人が判決の宣告をした公判期日に出頭した場合は、この限りでない。

本條所定の事件については、被告人不出頭のまま判決の宣告をすることがあり得る(新法第二八四條参照)ので、かかる場合における被告人保護のため、本條が設けられたのである。

第三編 上 訴

第一章 通 則

(上訴取下の申立裁判所・法第三百五十九條等)

第二二三條 上訴取下の申立は、上訴裁判所にこれをしなければならぬ。

2 訴訟記録を上訴裁判所に送付する前に上訴の取下をする場合には、その申立書を原裁判所に差し出すことができる。

本條は、旧法第三八四條第二項と同趣旨の規定である。旧法の右條文中「又ハ上訴裁判所檢事」という文句が削除されているが、これは、本規則においては、訴訟記録が直接上訴裁判所に送付される(第二三五條、第二五一條)からである。

(上訴取下の申立方式・法第三百五十九條等)

第二二四條 上訴取下の申立は、書面でこれをしなければならない。但し、公判廷においては、口頭

でこれを行うことができる。この場合には、その申立を調書に記載しなければならない。

本條は、旧法第三八五條と同趣旨の規定である。唯、上訴権拋棄の申立に関する部分が削除されている点
異なるが、これは、新法においては上訴権拋棄の制度がなくなつたために他ならない。

(上訴権回復請求の方式・法第三百六十三條)

第三二五條 上訴権回復の請求は、書面でこれをしなければならぬ。

本條は、新法第三六三條第一項と相まつて旧法第三八八條第一項と同趣旨となる規定である。

(上訴権回復請求の理由の疎明・法第三百六十三條)

第三二六條 上訴権回復の理由となる事實は、これを疎明しなければならない。

本條は、旧法第三八八條第二項と同趣旨の規定である。

(在監被告人の上訴・法第三百六十六條)

第三二七條 監獄又は監獄に代用されている留置場にいる被告人が上訴をするには、監獄の長若しくは警察署長又はこれらの者の代理者を経由して上訴の申立書を差し出さなければならない。

2 監獄の長若しくは警察署長又はこれらの者の代理者は、原裁判所に上訴の申立書を送付し、且つこれを受け取つた年月日を通知しなければならない。

本條第一項は、旧法第三九一條第一項前段に、第二項は同條第三項に相当する規定であるが、代用監獄に関する部分は、旧法當時に存した疑義を解決するため、新たに追加されたものである。

第三二八條 監獄又は監獄に代用されている留置場にいる被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を監獄の長若しくは警察署長又はこれらの者の代理者に差し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

本條は、新法第三六六條第一項に代用監獄に関する部分を追加したものである。

(在監被告人の上訴取下等・法第三百六十七條等)

第三二九條 監獄又は監獄に代用されている留置場にいる被告人が上訴の取下又は上訴権回復の請求をする場合には、前二條の規定を準用する。

本條は、代用監獄に関する部分が追加されている外、第三二八條の準用については新法第三六七條と、第二二七條の準用については旧法第三九二條とそれぞれ同趣旨である。

(上訴等の通知)

第三三〇條 上訴、上訴の取下又は上訴権回復の請求があつたときは、裁判所書記は、速やかにこれを相手方に通知しなければならない。

本條は、旧法第三九三條と同趣旨の規定である。

(補償の請求の方式・法第三百七十一條)

第三三一條 法第三百六十八條の費用の補償の請求は、書面でこれをしなければならない。

2 代理人が前項の請求をするには、書面でその権限を証明しなければならない。

(補償の請求の取下・法第三百七十一條)

第二三二條 補償の請求は、決定があるまでこれを取り下げることができる。

2 補償の請求の取下は、書面でこれをしなければならぬ。

(準用規定)

第二三三條 補償の請求又はその取下については、第二百二十七條及び第二百二十八條の規定を準用する。

(補償の請求についての決定・法第三百七十一條)

第二三四條 補償の請求があつたときは、裁判所は、檢察官の意見を聽いて決定をしなければならぬ。

2 請求が理由のあるときは、補償の決定をしなければならぬ。

3 請求が請求権の消滅後にされたものであるとき、又は理由のないときは、請求を棄却する決定をしなければならぬ。

4 補償の決定をする場合には、裁判所は、裁判所書記に補償すべき費用の額の計算をさせることができる。

以上四條は、新法第三七一條に基く規定であり、その趣旨は、條文上明らかであり、特に説明すべきこともない。

第二章 控 訴

(訴訟記録等の送付)

第二三五條 控訴の申立が明らかに控訴権の消滅後にされたものである場合を除いては、第一審裁判所は、公判調書の記載の正確性についての異議申立期間の経過後、速やかに訴訟記録及び証拠物を控訴裁判所に送付しなければならない。

本條は、旧法第三九八條第一、二項に相當する規定であるが、旧法と異なる点が三点ある。第一は、檢察官を経由しない点であるが、これは裁判所と檢察廳との分離上当然のことである。第二は、控訴の申立が法令(規則を含む。)上の方式に違反していると認める場合にもなお訴訟記録及び証拠物を送付しなければならないものとした点であり、これは、新法が原裁判所においてかゝる理由によつて控訴棄却の決定をすることを許していない(新法第三七五條)からである。第三は、送付の時期を公判調書の記載の正確性についての異議申立期間の経過後に限つた点であり、これは、新法第五一條第二項が新設されたことに基くのである。

(控訴趣意書の差出期間・法第三百七十六條)

第二三六條 控訴裁判所は、訴訟記録の送付を受けたときは、速やかに控訴趣意書を差し出すべき最終日を指定してこれを控訴申立人に通知しなければならない。控訴申立人に弁護士があるときは、その通知は、弁護士にもこれをしなければならぬ。

2 前項の通知は、通知書を送達してこれをしなければならぬ。

3 第一項の最終日は、控訴申立人に対する前項の送達があつた日の翌日から起算して二十一日目以後の日でなければならぬ。

4 第二項の通知書の送達があつた場合において第一項の最終日の指定が前項の規定に違反しているときは、第一項の規定にかかわらず、控訴申立人に対する送達があつた日の翌日から起算して二十一日目の日を最終日とみなす。

本條は、新法第三七六條第一項に基き控訴趣意書の差出期間を定めた規定である。

控訴裁判所が指定する最終日は、控訴申立人に対する指定の通知書が送達された日の翌日から起算して二十一日目以後の日でなければならぬのであるが、この日は、通知の際、通知書の送達に要する日数を予測して指定するの外はないから、送達の遅延等のためこの予測にくるいを生じ、そのため指定された最終日が二十一日目より近い日にあたるような結果になることがないともいえない。第四項は、このような場合に適用される規定である。

(訴訟記録到達の通知)

第二三七條 控訴裁判所は、前條の通知をする場合には、同時に訴訟記録の送付があつた旨を檢察官又は被告人で控訴申立人でない者に通知しなければならない。被告人に弁護人があるときは、その通知は、弁護人にこれをしなければならぬ。

訴訟記録は、原裁判所から檢察官を経由しないで直接控訴裁判所へ送付されることとなつたこと(第二三五

條)と、被告人が控訴の相手方である場合においてもその通知を受ける実益がないでもないことに鑑み、本條が新設されたのである。

(期間経過後の控訴趣意書)

第二三八條 控訴裁判所は、控訴趣意書を差し出すべき期間経過後に控訴趣意書を受け取つた場合において、その遅延がやむを得ない事情に基くものと認めるときは、これを期間内に差し出されたものとして審判をすることができる。

本條は、控訴裁判所が、期間経過後に受け取つた控訴趣意書を有効なものとして審判をすることができる場合を認めたものである。本條を適用する場合にも、特にその旨の決定等を必要とするものではなく、新法第三八六條第一項第一号の決定をすることなく、事実上審判を行けば足りるのである。

(主任弁護人以外の弁護人の控訴趣意書・法第三十四條)

第二三九條 控訴趣意書は、主任弁護人以外の弁護人もこれを差し出すことができる。

控訴趣意書を差し出すことは、極めて重要な訴訟行為であるばかりでなく、上告趣意書に関する従來の例からみても、弁護人が非常にこれに重きを置くものであるので、本條により主任弁護人以外の弁護人でもできることにしたのである。

(控訴趣意書の記載)

第二四〇條 控訴趣意書には、控訴の理由を簡潔に明示しなければならない。

本條は、新法第三八六條第一項第二号に基く控訴趣意書の記載方式に関する規定である。
(控訴趣意書の謄本)

第二四一條 控訴趣意書には、相手方の数に應ずる謄本を添附しなければならない。

本條は、控訴裁判所は次條により控訴趣意書を受け取つたときは、その謄本を相手方に送達しなければならないので、これを控訴申立人に提出させるために規定されたものである。

(控訴趣意書の謄本の送達)

第二四二條 控訴裁判所は、控訴趣意書を受け取つたときは、速やかにその謄本を相手方に送達しなければならない。

本條は、上告趣意書に関する旧法第四二六條と同趣旨の規定である。

(答弁書)

第二四三條 控訴の相手方は、控訴趣意書の謄本の送達を受けた日から七日以内に答弁書を控訴裁判所に差し出すことができる。

2 檢察官が相手方であるときは、重要と認める控訴の理由について答弁書を差し出さなければならぬ。

3 答弁書には、相手方の数に應ずる謄本を添附しなければならない。

4 控訴裁判所は、答弁書を受け取つたときは、速やかにその謄本を控訴申立人に送達しなければならない。

らない。

本條は第一項の提出期間が変更されたこと、第三項が新たに追加された外は、上告の場合に関する旧法第四二八條と同趣旨の規定である。提出期間を七日に短縮したのは、訴訟の促進を図る趣旨である。

第三項は、第二四一條と同趣旨に出する規定である。

(被告人の移監)

第二四四條 被告人が監獄にいる場合において公判期日を指定すべきときは、控訴裁判所は、その旨を對應する檢察廳の檢察官に通知しなければならない。

2 檢察官は、前項の通知を受けたときは、速やかに被告人を控訴裁判所の所在地の監獄に移さなければならない。

3 被告人が控訴裁判所の所在地の監獄に移されたときは、檢察官は、速やかに被告人の移された監獄を控訴裁判所に通知しなければならない。

旧法においては、訴訟記録を控訴裁判所に送付すると同時に被告人を移監するものとしているのであるが(旧法第三九八條第三項)、控訴裁判所が決定で控訴を棄却する場合(新法第三八五條、第三八六條)にはその必要がないから、本條第一、二項により、公判期日を指定すべき場合に限り被告人を移監するものとしたのである。

第三項をおいたのは、控訴裁判所が被告人を召喚する等、手続を進める上において被告人がどの監獄にいる

かを知る必要があるからである。

(受命裁判官の報告書)

第二四五條 裁判長は、合議体の構成員に控訴申立書、控訴趣意書及び答弁書を検閲して報告書を作らせることができる。

2 公判期日には、受命裁判官は、弁論前に、報告書を朗読しなければならない。

本條第一項は、上告審に関する旧法第四二九條と、第二項は、同じく上告審に関する旧法第四三二條第一項と同趣旨の規定である。

(判決書の記載)

第二四六條 判決書には、控訴の趣意及び重要な答弁について、その要旨を記載しなければならない。

本條は、上告審の判決に関する旧法第四五三條本文と同趣旨の規定である。

(最高裁判所への移送・法第四百六條)

第二四七條 控訴裁判所は、憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があることのみを理由として控訴の申立をした事件について、相当と認めるときは、訴訟関係人の意見を聴いて、決定でこれを最高裁判所に移送することができる。

(移送の許可の申請・法第四百六條)

第二四八條 前條の決定は、最高裁判所の許可を受けてこれをしなければならない。

2 前項の許可は、書面でこれを求めなければならない。

3 前項の書面には、原判決の謄本及び控訴趣意書の謄本を添附しなければならない。

(移送の決定の効力・法第四百六條)

第二四九條 第二百四十七條の決定があつたときは、控訴の申立があつた時に控訴趣意書に記載された理由による上告の申立があつたものとみなす。

以上三條は、控訴裁判所が事件を最高裁判所に移送する場合の規定であり、新法第四〇六條に基くものである。

第二四七條において訴訟関係人の意見を聴くべきものとしたのは、移送は当事者にとつては審級の利益に関する重要な事項であるからであり、第二四八條第一項において許可にかゝらしたものは、事案の如何によつては一應控訴裁判所において審判するのが適當である場合もあること等を考慮したために他ならない。なお、同條第三項は、最高裁判所をして許可すべきや否を決するについて必要な資料を提供させる趣旨の規定である。

(準用規定)

第二五〇條 控訴の審判については、特別の定のある場合を除いては、第二編中公判に関する規定を準用する。

本條は、新法第四〇四條に対応する規定である。

第三章 上告

(訴訟記録の送付)

第二五一條 上告の申立が明らかに上告権の消滅後にされたものである場合を除いては、原裁判所は、公判調書の記載の正確性についての異議申立期間の経過後、速やかに訴訟記録を上告裁判所に送付しなければならない。

本條は、旧法第四二二條に相當する規定であり、第二三五條と同趣旨に出するものである。最も、旧法通り証拠物の送付が規定されていない点は、第二三五條と異なる。

(上告趣意書の差出期間・法第四百十四條等)

第二五二條 上告趣意書を差し出すべき最終日は、その指定の通知書が上告申立人に送達された日の翌日から起算して二十八日^{以下}以後の日でなければならない。

2 前項の規定による最終日の通知書の送達があつた場合においてその指定が同項の規定に違反してゐるときは、その送達があつた日の翌日から起算して二十八日目の日を最終日とみなす。

本條は、上告趣意書の差出期間に関する規定である。控訴趣意書の差出期間に関する第二三六條は、上告趣意書の差出期間について準用されるから(第二六六條)、本條に規定されている以外の点については、第二三六條の準用がある。

(判例の摘示)

第二五三條 判例と相反する判断をしたことを理由として上告の申立をした場合には、上告趣意書にその判例を具体的に示さなければならない。

新法第四〇五條第二、三号において判例と相反する判断をしたことを上告の理由としたので、かゝる事由を上告の理由とする場合には、その判例を具体的に摘示させる必要がある。これ、本條を設けた理由である。

(跳躍上告・法第四百六條)

第二五四條 地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審判決に対しては、その判決において法律、命令規則若しくは処分が憲法に違反するものとした判断又は地方公共団体の條例若しくは規則が法律に違反するものとした判断が不当であることを理由として、最高裁判所に上告をすることができる。

2 檢察官は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審判決に対し、その判決において地方公共団体の條例又は規則が憲法又は法律に適合するものとした判断が不当であることを理由として、最高裁判所に上告をすることができる。

本條は、いわゆる跳躍上告に関する規定であり、新法第四〇六條に基いて規定されたものである。本條所定の如き場合に跳躍上告を認めたのは、このような場合には、事案の性質上、迅速に最高裁判所における終審の判断を求める必要があるからである。本條中「法律、命令、規則若しくは処分」とは憲法第八一條の用語を踏襲したものであり、地方公共団体の「條例若しくは規則」とは地方自治法第三章に規定される條例と規則とを

意味するものであるから前者の「規則」と後者の「規則」とは必ずしも同一意義でないことに注意されたい。

(跳躍上告と控訴・法第四百六條)

第二五五條 前條の上告は、控訴の申立があつたときは、その効力を失う。但し、控訴の取下又は控訴棄却の裁判があつたときは、この限りでない。

本條は旧法第四一七條と同趣旨の規定である。

(違憲判断事件の優先審判)

第二五六條 最高裁判所は、原判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に違反するものとした判断が不当であることを上告の理由とする事件については、原裁判において同種の判断をしていない他のすべての事件に優先して、これを審判しなければならぬ。

本條所定の如き事件は、法的秩序の維持という観点から、これを迅速に審判する必要がある。これ、本條を設けた理由である。

(上告審としての事件受理の申立・法第四百六條)

第二五七條 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、その事件が法令(裁判所の規則を含む。)の解釈に関する重要な事項を含むものと認めるときは、上訴権者は、その判決に対する上告の提起期間内に限り、最高裁判所に上告審として事件を受理すべきことを申し立てることができ。但し、法第四百五條に規定する事由をその理由とすることはできない。

本條から第二六四條までは、新法第四〇六條に基く規定である。本條但書において新法第四〇五條に規定する事由を理由とする場合を除外したのは、この場合には、新法第四〇五條の通常の上告ができるからである。

本條の申立は上訴の一種と認めべきであるから、新法及びこの規則中上訴の通則に関する規定の適用があるべきである。従つて、本條の申立があれば、第二三〇條により裁判所書記は相手方にこれを通知しなければならないこととなる。

(申立の方式・法第四百六條)

第二五八條 前條の申立をするには、申立書を原裁判所に差し出さなければならぬ。

2 申立書には、申立の理由を簡潔に明示し、且つこれに相手方の数に應ずる謄本及び原判決の謄本を添附しなければならない。但し、原判決の謄本は、原判決の要旨を記載した書面に裁判長又は他の裁判官の一人がその記載が相違ないことを証明する旨を記載して署名押印したものを以てこれに代えることができる。

本條は、申立の方式に関する規定である。申立書の謄本及び原判決の謄本を添附しなければならないものとしたのは、最高裁判所が申立を受理するかどうかを判断するためにこれらの資料が必要だからである。然し、このうち原判決の謄本については、上告の提起期間内即ち十四日以内に作成し難い場合もあろうことを考慮し、但書において便法を認めたのである。

(原裁判所の棄却決定・法第四百六條)

第二五九條 第二百五十七條の申立が明らかに申立権の消滅後にされたものであるときは、原裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。

本條は、新法第三七五條第四一四條に相当する規定である。第二五七條の申立については、第二六一條第一項の受理の決定があるまでは上告とは認められないから、特に本條を置いたのである。なお、この決定に対しては、新法第四三三條の抗告以外の抗告は、これを認めた規定がないから、許されない。

(申立書の送付等・法第四百六條)

第二六〇條 原裁判所、第二百五十八條の申立書及び添附書類を受け取つたときは、前條の場合を除いて、速やかにこれを最高裁判所に送付しなければならない。

2 最高裁判所は、前項の送付を受けたときは、速やかにその年月日を檢察官に通知しなければならない。

本條第一項は、第二三五條及び第二五一條と類似の規定であるが、右二條の場合とは異り、訴訟記録等を送付するのではなく、單に申立書と添附書類だけを送付するのである。第二六一條第一項の受理の決定があれば、この申立は、上告の申立とみなされるから(第二六三條第一項参照)、その時以後上告に関する規定が適用され、従つて訴訟記録は、受理の決定の通知(第二六二條)を受けた後、第二五一條に従つて送付されることになる。

この申立は、原判決の確立を妨げる効力を有するが、この効力は、次條第一項の決定がされないで同項の期間が経過すれば当然に失われることとなり(第二六四條)、他に上告の申立が併存していない限り、原判決は確定し、執行力を生ずるに至る。従つて、執行指揮の責を有する檢察官は、本條第一項の送付を受けた日を知つておく必要がある。これ、本條第二項を設けた所以である。

(事件受理の決定・法第四百六條)

第二六一條 最高裁判所は、自ら上告審として事件を受理するのを相当と認めるときは、前條の送付を受けた日から十四日以内にその旨の決定をしなければならない。この場合において申立の理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができる。

2 最高裁判所は、前項の決定をしたときは、同項の期間内にこれを檢察官に通知しなければならない。

本條第一項前段は、最高裁判所は申立を受理する場合に限りその旨を決定をすれば足り、前條の送付を受けた日から十四日以内に受理の決定がなければ当然に不受理となることを定めたものである。本項後段は、申立人が二個以上の理由を掲げた場合に、その一部が受理に値しないものと認めることもあり得ることを考慮して、規定したものである。

受理の決定があつたときは、原判決の確定を遮断する効力が持続されるから(第二六四條)、檢察官が執行指揮の処置に出でないように、その旨を期間経過前に檢察官に通知する必要がある。これ、本條第二項を設けた

理由である。

(事件受理の決定の通知・法第四百六條)

第二六二條 最高裁判所は、前條第一項の決定をしたときは、速やかにその旨を原裁判所に通知しなければならない。

最高裁判所は、受理の決定をしたときは、原裁判所をして訴訟記録を送付させる必要上その旨を原裁判所に通知すべきである。これ、本條を設けた理由である。即ち、受理の決定があれば上告があつたことになるから(次條参照)、この通知を受けた原裁判所は、第二五一條によつて訴訟記録を送付するのである。

(事件受理の決定の効力等・法第四百六條)

第二六三條 第二六十一條第一項の決定があつたときは、第二百五十八條の申立書は、これを申立の理由(第二六十一條第一項後段の規定により排除された理由を除く。)を上告の理由とする上告趣意書とみなす。

2 第二六十一條第一項後段の場合において前項の申立書の謄本を相手方に送達するときは、同時にその決定の謄本をも送達しなければならない。

第二六一條第一項の決定があれば、上告の申立があつた場合と全く同じく、事件は、上告審に係属したことになる。本條第一項は、このことを前提として、特に申立書が上告趣意書とみなされることを明らかにしたものである。

受理の決定があれば、当然、第一項により上告趣意書とみなされた申立書の謄本を相手方に送達することになるのであるが(第二六六條、第二四二條)、第二六一條第一項後段によつて排除された理由は、上告の理由とはみなされないから、第二項は、排除の決定があつた場合において申立の理由中いかなる部分が排除されたかを明らかにするため、申立書の謄本を送達する際第二六一條第一項の決定の謄本をも併せて送達させることにしたのである。

(申立の効力・法第四百六條)

第二六四條 第二百五十七條の申立は、原判決の確定を妨げる効力を有する。但し、申立を棄却する決定があつたとき、又は第二六十一條第一項の決定がされないで同項の期間が経過したときは、この限りでない。

本條は、第二五七條の申立の効力とその存続期間とを定めたものである。

(被告人の移監・法第四百九條)

第二六五條 上告審においては、公判期日を指定すべき場合においても、被告人の移監は、これを必要としない。

上告審においては公判期日に被告人を召喚することを要しない(新法第四〇九條)から、特に本條において第二四四條の準用を排除したのである。

(準用規定)

第二六六條

上告の審判については、特別の定のある場合を除いては、前章の規定を準用する。

一三二

本條は、新法第四一四條に對應する規定である。

(判決訂正申立等の方式・法第四百十五條)

第二六七條

判決を訂正する申立は、書面でこれをしなければならぬ。

2 前項の書面には、申立の理由を簡潔に明示しなければならぬ。

3 判決訂正の申立期間延長の申立については、前二項の規定を準用する。

本條から第二七〇條までは、新法第四一五條以下に規定する上告裁判所の判決訂正に関する規定であるが、本條は、その趣旨條文上明らかであり、特に説明すべきこともない。

(判決訂正申立の通知・法第四百十五條)

第二六八條

前條第一項の申立があつたときは、速やかにその旨を相手方に通知しなければならぬ。

判決訂正の申立があると判決の確定が妨げられるから、被告人又は弁護人から申立があつたときは執行指揮をさせないためこれを檢察官に通知する必要がある。又、檢察官から申立があつたときも、被告人はこれについて重大な利害關係を持つてゐるから、やはり被告人に通知するのが適當である。これ、本條を設けた理由である。

(却下決定の送達・法第四百十五條)

第二六九條

判決訂正の申立期間延長の申立を却下する決定は、これを送達することを要しない。

本條は、第一八一條、第二一四條と同様の趣旨において設けられた規定である。

(判決訂正申立についての裁判・法第四百十六條等)

第二七〇條 判決訂正の申立についての裁判は、原判決をした裁判所を構成した裁判官全員で構成される裁判所がこれをしなければならぬ。但し、その裁判官が死亡した場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 前項但書の場合にも、原判決をするについて反対意見を表示した裁判官が多数となるように構成された裁判所においては、同項の裁判をすることができない。

新法第四一五條以下の規定が設けられしたが、上告裁判所がたやすく自らの判決を訂正することは、眞にそれが明白な誤である場合以外には、これを避けることが望ましい。本條は、この趣旨に基いて規定されたものである。

第四章 抗 告

(訴訟記録等の送付)

第二七一條 原裁判所は、必要と認めるときは、訴訟記録及び証拠物を抗告裁判所に送付しなければならぬ。

2 抗告裁判所は、訴訟記録及び証拠物の送付を求めることができる。

本條は、旧法第四六三條と同趣旨の規定である。

(抗告裁判所の決定の通知)

第二七二條 抗告裁判所の決定は、これを原裁判所に通知しなければならない。

本條は、旧法第四六七條と同趣旨の規定である。

(準用規定)

第二七三條 法第四百二十九條及び第四百三十條の請求があつた場合には、前二條の規定を準用する。

本條は、旧法第四七三條の一部と同趣旨の規定である。

(特別抗告申立書の記載・法第四百三十三條)

第二七四條 法第四百三十三條の抗告の申立書には、抗告の趣旨を簡潔に記載しなければならない。

本條は、第二四〇條及び第二五三條に對應する規定である。この場合には、抗告申立書の外に別に抗告趣意書を差し出す必要はなく、申立書自体に抗告の趣旨を記載するのである。

(特別抗告についての調査の範囲・法第四百三十三條)

第二七五條 最高裁判所は、法第四百三十三條の抗告については、申立書に記載された抗告の趣意についてのみ調査をするものとする。但し、法第四百五條に規定する事由については、職権で調査をすることができる。

本條は、法第四三三條の抗告についての調査の範囲を上告裁判所の上告事件についての調査の範囲に準ぜしめる意味において設けられた規定である。

(準用規定)

第二七六條 法第四百三十三條の抗告の申立があつた場合には、第二百五十六條、第二百七十一條及び第二百七十二條の規定を準用する。

本條は、その趣旨條文上明らかであり、説明すべきこともない。

第四編 少年事件の特別手続

(審理の方針)

第二七七條 少年事件の審理については、懇切を旨とし、且つ事案の真相を明らかにするため、家庭裁判所の取り調べた証拠は、つとめてこれを取り調べるようにしなければならない。

本條は、少年事件の審理に関する根本方針を規定したものである。

(少年観護所への送致令状の記載要件・少年法第四十四條)

第二七八條 少年法第四十四條第二項の規定により発する令状には、少年の氏名、年齢及び住居、罪名、被疑事実の要旨、法第六十條第一項各号に定める事由、收容すべき少年観護所、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに請求

及び発付の年月日を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならぬ。
2 前項の令状の執行は、法及びこの規則中勾留状の執行に関する規定に準じてこれをしなければならぬ。

本條は、その趣旨條文上明らかであり、説明すべきこともない。
(國選弁護士・法第三十七條等)

第二七九條 少年の被告人に弁護士がないときは、裁判所は、なるべく、職権で弁護士を附さなければならぬ。

少年の被告人に弁護士がないとき又は弁護士が公判期日に出頭しないときは、裁判所は職権で弁護士を附することができるのであるが(新法第三七條、第二九〇條)、本條は新法のこの趣旨を更に一步進め、つとめて職権を發動すべきものとしたのである。

(少年保護司の觀護に付する決定の効力・少年法第四十五條)

第二八〇條 少年法第十七條第一項第一号の措置は、事件を終局させる裁判の確定によりその効力を失う。

少年法第一七條第一項第一号の措置(同條第四項によるものを含む。)は、事件が檢察官に送致されて公訴が提起された場合には、その存続期間について特に規定がないから、裁判所がこれを取り消すか(少年法第四五條第一号後段)又は勾留状が発せられた場合(同條第二号)を除いては、何時効力を失うかが不明である。こ

れ、本條を設けた所以である。

(勾留に代わる措置の請求・少年法第四十三條)

第二八二條 少年事件において、檢察官が裁判官に對し勾留の請求に代え少年法第十七條第一項の措置を請求する場合には、第四百七十七條から第五百十條までの規定を準用する。

少年の事件において檢察官が裁判官に對し少年法第四三條に基いてする同法第一七條第一項の措置の請求は、勾留の請求に代わるものであるから、本條は、この請求について、勾留の請求に関する第一四七條から第一五〇條までの規定を準用することとしたのである。

(準用規定)

第二八二條 被告人が少年觀護所に收容又は拘禁されている場合には、この規則中監獄に関する規定を準用する。

本條の趣旨については特に説明を要しないであろう。

少年觀護所に拘禁することは本人が成人になつてもこれをなし得るから(少年法第四八條第三項)、本條の適用を受けるのは少年の被告人には限らない。これ、本條において「少年」なる言葉を用いず「被告人」とした所以である。準用されるべき監獄に関する規定は少くないが、特に重要な規定は、第八〇條、第二二七條から第二二九條まで等である。

第五編 再 審

一三八

(請求の手續)

第二八三條 再審の請求をするには、その趣意書に原判決の謄本、証拠書類及び証拠物を添えてこれを管轄裁判所に差し出さなければならぬ。

本條は、旧法第四九七條と同趣旨の規定である。

(準用規定)

第二八四條 再審の請求又はその取下については、第二百二十四條、第二百二十七條、第二百二十八條及び第二百三十條の規定を準用する。

本條は、旧法第四九九條と同趣旨の規定である。

(請求の競合)

第二八五條 第一審の確定判決と控訴を棄却した確定判決とに対して再審の請求があつたときは、控訴裁判所は、決定で第一審裁判所の訴訟手續が終了するに至るまで、訴訟手續を停止しななければならぬ。

2. 第一審又は第二審の確定判決と上告を棄却した確定判決とに対して再審の請求があつたときは、上告裁判所は、決定で第一審裁判所又は控訴裁判所の訴訟手續が終了するに至るまで、訴訟手續を

停止しななければならぬ。

本條第一項は、旧法第五〇一條と、第二項は、旧法第五〇二條とそれぞれ同趣旨の規定である。

(意見の聴取)

第二八六條 再審の請求について決定をする場合には、請求をした者及びその相手方の意見を聴かなければならぬ。有罪の言渡を受けた者の法定代理人又は保佐人が請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者の意見をも聴かなければならぬ。

本條は、旧法第五〇九條と同趣旨の規定である。

第六編 略式手續

(異議、請求の時期・法第四百六十一條)

第二八七條 略式手續によることについての異議は、檢察官に對し、略式命令の請求をすることを告げられた日から七日以内にこれをしなければならぬ。

2 略式命令の請求は、前項の期間を経過した後でなければこれをすることができない。

新法によれば、略式命令は被疑者が檢察官から略式命令の請求をすることを告げられた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手續によることについて被疑者に異議がないときに限り、これを行うことができるのであるが(新法第四六一條第二項)、この異議の申立をすべき相手方が裁判所であるか檢察官であるかについ

ては、何等規定されていない。然しながら、若しこの異議の申立を裁判所に対してもなしうるものとするならば、裁判所は、略式命令の請求前全く関知しない事件について異議の申立を受けるようなことにもなるし、さりとて、略式命令の請求前には檢察官に、請求後には裁判所にこの申立をさせるためには、被疑者に対し略式命令の請求をしたことの通知も必要だということにもなり、手続が簡潔に運び難い憾がある。更に又、被疑者の異議の有無が未定である間に略式命令の請求をするのも、徒に手続を煩鎖にするのみならず、適当とはいへない措置である。これ、本條の如く規定した所以である。

(檢察官の保証書・法第四百六十二條)

第二八八條 略式命令の請求書には、被疑者に対し略式命令の請求をする旨及び七日以内に異議の申立ができる旨を告げたこと並びにその期間内に被疑者から異議の申立がなかつたことを証明する檢察官の保証書を添附しなければならない。

本條は、前條及び法第四六一條を受け、略式命令の請求があつた場合裁判所がその請求が適法になされたものであるかどうかを容易に知ることができるようにする趣旨において設けられた規定である。

(書類等の差出)

第二八九條 檢察官は、略式命令の請求と同時に、略式命令をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならない。

本條は、新法第二五六條第六項の特則であり、略式手続の性質上当然の規定である。

(略式命令の時期等)

第二九〇條 略式命令は、遅くともその請求のあつた日から十四日以内にこれを発しなければならない。

裁判所は、略式命令の謄本の送達ができなかつたときは、直ちにその旨を檢察官に通知しなければならない。

略式命令を発する場合には、起訴状即ち略式命令請求書の謄本を被告人に送達する必要はなく、正式裁判の請求があつたときは、勿論その送達を要するのである(第二九二條参照)が、この場合にも新法第二七一條第二項により右の送達は略式命令の請求即ち公訴の提起があつた日から二箇月以内になされなければならないかどうかにつては、消極説も考えられないことはないが、これを積極に解して手続を進める方が無難である。従つて、略式命令は、それに対して正式裁判の請求があつた場合にも、第二九二條の手続を履践した上起訴状即ち略式命令請求書の謄本が略式命令の請求即ち起訴の日から二箇月以内に被告人に送達されるだけの余裕をおいてこれを発するを相当とする。これ、第一項を設けた所以である。従つて、第一項所定の期間より多少遅れて発せられたとしても、その略式命令の効力には、何らの影響を及ぼすものではない。

略式命令の謄本の送達ができない場合には、結局公訴の提起がその効力を失うようなことになる可能性が多から、第一七六條第二項と同様な趣旨の規定を置く必要がある。これ、第二項を設けた所以である。

(略式命令拒否の通知・法第四百六十三條)

一四二

第二九一條 裁判所は、事件が略式命令をすることができないものであり、又はこれを行うことが相
当でないものであると思料するときは、直ちにその旨を檢察官に通知しなければならない。

本條は、次條により檢察官をして起訴狀即ち略式命令請求書の謄本を差し出させるために設けられたもので
ある。

(起訴狀の謄本の差出、送達)

第二九二條 檢察官は、前條の通知又は正式裁判の請求があつた旨の通知を受けたときは、速やかに
被告人の數に應ずる起訴狀の謄本を裁判所に差し出さなければならない。

2 裁判所は、前項の謄本を受け取つたときは、遅滞なくこれを被告人に送達しなければならない。
本條は、略式手続をすることそれ自体については新法第二七一條の適用がなく、通常の規定に従い審判をす
る場合に始めて同條が適用されるべきことを示したものである。

本條は、起訴狀の謄本の提出とその送達についてだけ規定しているが、第二九〇條の個所において述べた如
く、裁判所が通常の規定に従い審判をする場合には、新法第二七一條はそのまま適用され、起訴狀即ち略式命
令請求書の謄本は略式命令の請求があつた日から二箇月以内に送達されなければ起訴がその効力を失うものと
の見解の下に本條の手続を履踐すべきである。

(書類等の返還)

第二九三條 裁判所は、事件が略式命令をすることができないものであり、若しくはこれを行うこと
が相当でないものであると思料するときは、又は正式裁判の請求があつたときは、遅滞なく第二百八
十九條の書類及び証拠物を檢察官に返還しなければならない。

事件が通常の手続に従つて審判される場合には、裁判所はいわゆる起訴狀一本主義の原則に立ち歸るのが当
然である。これ、本條を設けた所以である。

(準用規定)

第二九四條 正式裁判の請求、その取下又は正式裁判請求権回復の請求については、第二百二十四條
から第二百二十八條まで及び第二百三十條の規定を準用する。

本條は、その趣旨條文上明らかであり、特に説明すべきこともない。なお、本條の一部は、旧法第五二九條
の一部と同趣旨である。

第七編 裁判の執行

(訴訟費用免除の申立等・法第五百條等)

第二九五條 訴訟費用の負擔を命ずる裁判の執行免除の申立又は裁判の解釈を求め申立若しくは裁
判の執行についての異議の申立は、書面でこれをしなければならぬ。申立の取下についても、同
様である。

2

前項の申立又はその取下については、第二百二十七條及び第二百二十八條の規定を準用する。

本條中訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行免除の申立に關する部分を除き、第一項前段は旧法第五六三條第一項と、第一項後段は旧法同條第三項と、第二項は旧法同條第四項とそれぞれ同趣旨の規定である。

第八編 補 則

(申立その他の申述の方式)

第二九六條 裁判所又は裁判官に對する申立その他の申述は、書面又は口頭でこれを行うことができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

2 口頭による申述は、裁判所書記の面前でこれを行わなければならない。

3 前項の場合には、裁判所書記は、調書を作らなければならない。

本條から第三〇二條までの規定は、この規則全般に通ずる規定である。

本條は、一般的に口頭の申述を認め、訴訟關係人の便宜を図つたものであり、民事訴訟法第一五〇條と同趣旨の規定である。

(在監者の申述)

第二九七條 監獄の長若しくは警察署長又はこれらの者の代理者は、監獄又は監獄に代用されている留置場にいる被告人又は被疑者が裁判所又は裁判官に對して申立その他の申述をしようとするとき

は、つとめてその便宜をはかり、殊に、被告人又は被疑者が自ら申述書を作成することができないときは、これを代書し、又は所属の吏員にこれを代書させなければならない。

本條は、在監者の便宜を図つたものであつて、その趣旨は、條文上明らかである。

(書類の発送、受理等)

第二九八條 書類の発送及び受理は、裁判所書記がこれを取り扱う。

2 訴訟關係人その他の者に對する通知は、裁判所書記にこれをさせることができる。

3 訴訟關係人その他の者に對し通知をした場合には、これを記録上明らかにしておかなければならない。

本條は、その趣旨條文上明らかである。

(裁判官に對する取調等の請求)

第二九九條 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の裁判官に對する取調、処分又は令狀の請求は、當該事件の管轄にかかわらず、これらの者の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれを行わなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、最寄の下級裁判所の裁判官にこれを行うことができる。

2 前項の請求は、少年事件については、同項本文の規定にかかわらず、同項に規定する者の所属の官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官にもこれを行うことができる。

本條は、捜査機關が取調、処分又は令狀の請求をすべき裁判官はいかなる裁判所の裁判官かを定めたものである。

(令狀の有効期間)

第三〇〇條 令狀の有効期間は、令狀発付の日から七日とする。但し、裁判所又は裁判官は、相当と認めるときは、七日を超える期間を定めることができる。

本條は、人權保障の見地から勾引狀、勾留狀、逮捕狀等の令狀の有効期間を一應七日と定めたものであるが、例えば逮捕狀について逮捕さるべき者が住居不定で所在捜査の必要があるような場合は、これを超える期間も定める必要があることもある。これ、但書を附加した理由である。

(書類、証拠物の閲覧等)

第三〇一條 裁判長又は裁判官は、訴訟に関する書類及び証拠物の閲覧又は謄写について、日時、場所及び時間を指定することができる。

2 裁判長又は裁判官は、訴訟に関する書類及び証拠物の閲覧又は謄写について、書類の破棄その他不法な行為を防ぐため必要があると認めるときは、裁判所書記その他の裁判所職員をこれに立ち会わせ、又はその他の適当な措置を講じなければならない。

本條は、その趣旨條文上明らかである。第二項は、新法において被告人自ら閲覧し得る場合があるので、これらの場合をも考慮してこれを規定したのである。

(裁判官の権限)

第三〇二條 法において裁判所若しくは裁判長と同一の権限を有するものとされ、裁判所がする処分に関する規定の準用があるものとされ、又は裁判所若しくは裁判長に属する処分をすることができるものとされている受命裁判官、受託裁判官その他の裁判官は、その処分に関しては、この規則に おいても、同様である。

2 法第二百二十四條又は第二百二十五條の請求を受けた裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

本條第一項は、新法において裁判所又は裁判長と同一の権限を有する裁判官等がこの規則についてもその処分に關しては同様であることを規定したものである。裁判所又は裁判長と同一の権限を有するとは、新法第一七九條第二項、第二〇七條第一項、第二二八條第一項、第二六五條第二項、第二八〇條第三項、第三九三條第一項及び第四四五條の如きをい、裁判所がする処分に関する規定の準用があるものとされるのは、第一二五條第四項をい、裁判所若しくは裁判長に属する処分をすることができるとは、第一六三條第四項の場合をいうのである。

第二項も、前項と同趣旨に出する規定である。


附 則

この規則は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

19685

(

—
)



3276
SA21
2

6

